

教育委員会臨時会議事日程

令和5年3月24日（金）午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実施報告について

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（原案）について

横浜市特別支援教育推進指針（仮称）の検討の開始について

2 審議案件

教委第77号議案 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正について

教委第78号議案 博物館法施行細則の全部改正について

3 その他

令和5年3月24日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実施報告について
- いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
- 横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（原案）について
- 横浜市特別支援教育推進指針（仮称）の検討の開始について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

冬季休業明けの令和5年1月以降、感染者の報告数は減少傾向となっています。

市立学校では、引き続き、衛生管理マニュアル及び通知等に基づき、感染予防のための取組を実施しています。

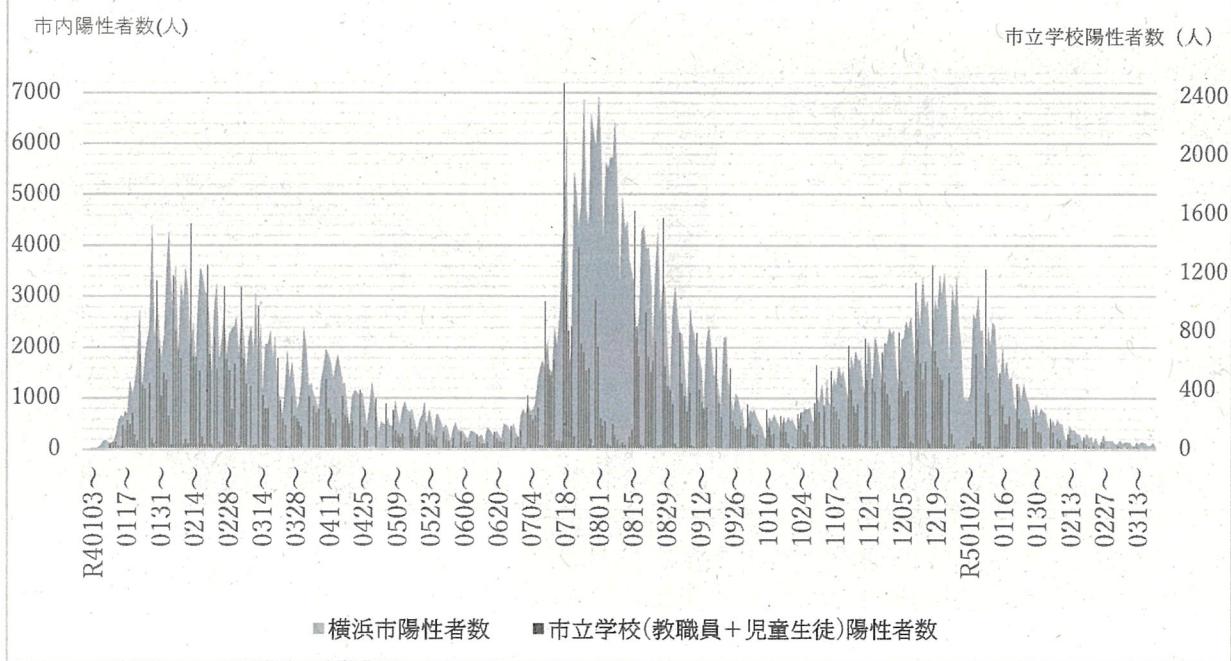
令和5年3月20日（月）から3月22日（水）の感染者数は、児童生徒が16人、教職員が0人、新規学級閉鎖数は0学級となっています。

学校関係者の感染者数（2月13日～3月22日の学校からの報告に基づく人数）

集計期間	児童生徒感染者数	教職員感染者数	新規学級閉鎖数
2月13日～2月19日	295	17	5
2月20日～2月26日	160	13	1
2月27日～3月5日	139	10	1
3月6日～3月12日	78	4	0
3月13日～3月19日	57	1	0
3月20日～3月22日	16	0	0

※ 児童生徒は報告日、教職員は判明日で集計しています。

横浜市内の陽性者数と市立学校陽性者数
(令和4年1月1日以降)



2 市立学校の卒業式について

市立学校の令和4年度卒業式は、3月から順次、児童生徒数や学校施設等の実情に合わせて、実施しました。

なお、市立学校卒業式におけるマスクの取扱い等については、国の通知に沿って、「児童生徒及び教職員について、式典全体を通じてマスクの着用を求める。」「来賓や保護者等は、マスクの着用を求める。」「歌唱や合唱を行う時などは、マスクの着用などの感染症対策を講じた上で実施する。」としました。

中学校卒業式の様子



小学校卒業式の様子



3 学校における新型コロナウイルス感染症対策の変更について（令和5年4月1日～）

令和5年3月20日に「学校における新型コロナウイルス感染症対策の変更について」を発出しました。

政府の方針である「令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めるないことを基本とする」ことに沿って発出された文部科学省通知を踏まえ、本市通知では、

- ・学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用を求めるない
- ・基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする
- ・感染リスクが比較的高い学習活動と想定される密になる活動等の実施にあたっては、常時換気や大声での会話を控えること、横の人と触れ合わない程度の距離を確保することなど、一定の感染症対策を講じること
- ・入学式等の儀式的行事において、国歌・市歌・校歌等の斎唱や合唱時等も含めて、児童生徒・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求めるない

等としています。

また、給食・昼食時の対応については、

- ・適切に換気した上で、机ごと移動するのであれば、対面の座席配置も可能
- ・引き続き、大声でなければ、会話を控える必要はない

としています。

＜令和5年3月20日付通知 学校における新型コロナウイルス感染症対策の変更について（抜粋）＞

1 感染症対策について

（2）マスクの取扱いの見直しについて

○学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用を求めるません。

○基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにしてください。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童生徒の発達段階等に応じて、丁寧に指導を行うようお願いします。

○学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」と想定される密になる活動等の実施に当たっては、活動場面に応じて、「（4）感染リスクが比較的高い学習活動について」に示す一定の感染症対策を講じることとします。

（3）給食・昼食時の会話について

○適切に換気した上で、机ごと移動するのであれば、対面の座席配置も可能とします。

○引き続き、大声でなければ、会話を控える必要はありません。

(4) 感染リスクが比較的高い学習活動について

ア 各教科共通

○マスクの着用は求めない

○気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニター等を活用し、換気状況を確認すること

○グループワークは少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること

○一斉に大きな声で話す活動において、近距離で向かい合っての発声は避けること

イ 合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏（音楽）

○マスクの着用は求めず、横の人と触れ合わない程度の距離を確保し、向かい合っての歌唱は控えること

ウ グループで行う調理実習（家庭科）

○試食の際は、大声での会話は控えること

(5) 入学式等学校行事の取扱いについて

○入学式等の儀式的行事において、国歌・市歌・校歌等の齊唱や合唱時等も含めて、児童生徒・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求めません。

○感染症対策上での参加人数の制限は必要ありません。また、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保することとします。

※ 参加人数制限は、感染対策上での制限は必要ありませんが、体育館の大きさや児童生徒数等、学校の実情に応じ、学校で判断いただいて構いません。

○歌唱等では、横の人とは触れ合わない程度の距離を、対面の場合は2m程度の距離を確保するようお願いします。

○発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、参加を控えるよう徹底をお願いします。

○基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにしてください。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう、児童生徒の発達段階等に応じて、丁寧に指導を行うようお願いします。

○儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上の実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はありません。

令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実施報告について

教育委員会一般報告資料
令和5年3月24日
人権健康教育部

横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会からの提言を踏まえ、①ゲーム障害・ネット依存の正しい理解の普及啓発、②家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存の予防のための取組の推進、③ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化を柱に、具体的な対応の検討を進めるため、令和4年4月に教育委員会事務局内の「ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチーム」を設置し、年6回の会議を開催しました。検討結果については、令和4年度の取組の実施、令和5年度予算に反映させました。プロジェクトチームでの検討内容の概要、令和4年度及び令和5年度の取組について報告します。

令和4年度プロジェクトチームの検討内容の概要

1 プロジェクトチームの構成

健康教育・食育課、小中学校企画課、教育課程推進室、高校教育課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課（オブザーバー）健康福祉局精神保健福祉課、こども青少年局こども家庭課

2 プロジェクトチーム会議の主な検討事項

開催回	開催日	主な議題	開催回	開催日	主な議題
第1回	4月28日	プロジェクトチームの目的、取組・施策の方向性について	第4回	7月28日	具体的な取組と予算対応の状況について
第2回	5月31日	提言に基づいた具体的な取組・施策案とスケジュールについて	第5回	9月20日	医療機関との連携及び学校での相談環境、小学生向け教材について
第3回	6月30日	取組・施策の全体像と事務局の役割について	第6回	1月23日	関係機関との連携、令和5年度モデル事業協力校について

3 意見交換を踏まえた施策の方向性と課題

(1) 横浜市依存症対策地域支援計画における教育の役割の整理

ゲーム障害・ネット依存に関することを学校・教育委員会事務局として、どう対応するべきか、役割を整理し取り組むべき施策を検討した。

学校の役割

- ①授業等を通じて、児童生徒、保護者への正しい理解を啓発
- ②相談を通じて、専門家へつなぐ。

教育委員会事務局の役割

- ①相談窓口となる教職員（S C、専任教諭、養護教諭、SSWなど）等への研修
- ②教材、授業づくりのための指導資料作成
- ③学校全体への広報、体制づくり

(2) 「ゲーム障害、ネット依存の正しい理解の普及啓発」に関する検討

これまで家庭の問題として捉えていた児童生徒のゲーム・ネットの問題が、学校生活にも影響を及ぼしていたり、ゲームやネットの過度な集中が現れている状況があり、学校として認知度を高めていく必要がある。そのため、学校で児童生徒に関わる教職員の理解を図る施策を検討した。

⇒各学校の管理職、相談窓口となる教職員への研修を計画的に実施する。

・保護者対象の研修も大切であり、横浜市PTA連絡協議会との連携等も今後検討していく。

(3) 「家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存の予防のための取組の推進」に関する検討

児童生徒への啓発や予防目的の授業の実施とともに、保護者との連携が大切なため、児童生徒を通じた保護者への啓発も想定した取組を検討した。

学校でも一人一台端末の使用を進めている中、ゲームやネットとのつきあい方について児童生徒自身が考えられるように指導、啓発していく必要がある。

ゲームを通じて自己表現している児童生徒もいる。ゲームを悪いものと捉えるのではなく、つきあい方を考えていくことを促すよう検討した。

⇒実態調査報告書では、小学4、5年生のゲーム依存傾向が高くゲーム依存の低年齢化が考察されたことを踏まえ、早期発見・予防のため小学3年生を主な対象とする。

⇒家庭での話合いや児童生徒の理解を促進させるため、啓発チラシや教材用リーフレットを作成し、小中学校等から児童生徒・保護者に配付する。

・一般的な予防のための取組として対応すべきものと、ゲーム依存傾向、ネット依存傾向にある児童生徒を対象とする取組を分けて検討した。

⇒相談機関を学校、保護者に知らせることが大切であるとし、オブザーバーの健康福祉局精神保健福祉課の協力により、児童生徒が受診できる医療機関の調査を行った。

⇒こども青少年局所管の関係機関（青少年の活動拠点、児童家庭支援センター、地域ユースプラザ）を訪問したが、ゲーム障害、ネット依存に対応できる専門相談機関として一律に学校へ周知することは難しい状況であることが確認できた。

(4) 「ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化」に関する検討

・発達段階に応じて、児童生徒が自身の状態に気付くことができるよう教職員が支援していくことが大切である。その上で関係機関との連携できる体制づくりに努める。また、関係機関としては、医療機関だけでなく、児童生徒や保護者の立場から支援する民間機関もあると望ましいとして、連携団体等の調査を行った。

・ゲームやネットに関わる問題行動の背景（児童生徒自身の発達的な特性や家庭環境など）にある多様な課題を含めた支援が重要であり、学校の相談機能の強化を図り、それらの課題を適確にアセスメントした上で、課題に応じた関係機関と連携して支援することが必要である。

⇒区役所におけるこども家庭相談などの連携も必要であり、引き続き、関係部署と調整していく。

⇒ゲームやネットの問題行動を含めて発達や養育上の問題がある場合には、教育委員会事務局の教育相談や横浜教育支援センターで支援を行うことができる。一方で、ゲームやネットの困りごとの解決につなげる専門性を有し、青少年対象の相談先となり得るN P O等の民間機関等との関係構築までには到達できなかった。引き続き、健康福祉局・こども青少年局と連携し、児童生徒とその保護者の相談に対応できるN P O等の民間機関との連携を模索する必要がある。

・S C統括を4方面別学校教育事務所に配置し、各S Cの専門性向上のための研修ができるとよい。

令和4年度の取組

◆教職員等への研修や講演会の実施、普及啓発

学校保健研修や横浜市こころの健康相談センター主催の家族教室セミナー等の機会を捉え、ゲーム障害・ネット依存の正しい理解の普及啓発を進めました。

◆保護者向けの啓発チラシの配布

「ゲームとのつきあい方」啓発チラシ（令和3年2月健康福祉局と共同作成）を、多くの学校で個人面談が実施される直前の11月下旬に小学校4年生～中学校3年生の児童生徒を通じて保護者に配布しました。

◆小学校向け教材用リーフレット（※）の作成

令和5年度に活用することを目的として、小学校向け教材用リーフレットを作成するとともに、リーフレットを活用したゲームやネットの使い方に関する授業の内容や手順を具体的に記載した授業展開例を作成しました。

◆学校の相談機能の強化の検討

ゲームやネット等の深刻な悩みに対し、学校の相談機能の強化を模索するほか、学校だけでは対応しきれない面に対して、医療、NPOなど関係機関への調査を行い、現状把握を進めました。



令和5年度の取組（予定）

令和4年度にまとめた方向性と課題を踏まえ、関係部署等と連携して取組を推進します。

【継続する取組】

◆教職員等への研修や講演会の実施、普及啓発

◆保護者向けの啓発チラシの配布

◆学校の相談機能の強化の検討

前年度から引き続き、福祉や医療、民間の関係機関との連携に向けた調査を行うとともに、カウンセラー等も含めた相談機能の強化に向けて具体的に検討を進めていきます。

【新規の取組】

◆小学校向け教材用リーフレット（※）の配布

令和4年度にプロジェクトチームで作成した授業での活用可能な教材用リーフレットを印刷し、全小学校等に配布します。

◆協力校でのモデル事業の実施

小学校2校（協力校）において、教職員・児童・保護者への普及啓発に向けて、リーフレット等を活用したモデル事業を実施します。

◆その他

モデル事業をはじめとした令和5年度の取組を検証し、令和6年度の取組の実施に向けた検討を進めます。また、各学校の学校保健委員会やPTAと連携した取組の実施等を模索していきます。

※小学校向け教材用リーフレット（令和4年度作成、令和5年度配布予定）

The booklet consists of six pages:

- Page 1:** Title 'ゲームやネットの使い方を考えよう' (Let's think about game and net usage). Includes a box for parents and a box for children.
- Page 2:** 'いつもの遊びについて振り返ってみよう' (Reflect on your usual games). Includes boxes for 'いつもよくする遊びは…' (Games I often play) and 'ゲームの楽しいところは…' (Fun parts of games).
- Page 3:** 'あなたの自身はどうだろう。自分を振り返ってみよう。' (How about yourself? Reflect on yourself). A checklist for 7 items with checkboxes and a box for writing 'ほく、わたしは…' (I am...).
- Page 4:** 'これまでお話ししたり、おうちの方と話し合ったりする時の参考にしよう。' (Use as a reference when talking with family members). Includes a chart titled '横浜市立学校のオンラインゲーム、ネット利用実態の平日の平均ゲーム使用時間、動画視聴、SNS利用時間 (令和3年度調査より)' (Average game usage time, video viewing, and SNS usage time on weekdays for Yokohama City立 schools (FY2021 survey)).
- Page 5:** 'ゲームやネットを使い過ぎると… 体や生活への影響は…?' (What are the effects on the body and life when using games and the internet too much?). Includes a chart titled 'ゲームやネットの使い過ぎによる影響' (Effects of excessive game and internet use) comparing '体への影響' (Effects on the body) and '生活への影響' (Effects on life).
- Page 6:** Summary and conclusion, including a QR code.

令和3年11月19日
教育委員会事務局健康教育・食育課

「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の報告書が提出されました。

横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会から「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」の結果を分析し、考察・提言をまとめた報告書が提出されました。提言を踏まえ、教育委員会事務局内にプロジェクトチームを立ち上げて、検討を進めていきます。

横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査

■概要（令和2年10月実施）

目的：横浜市立学校の小学生及び中学生のゲーム障害及びインターネット依存（以下「ネット依存」といいます。）の実態及び課題を把握するとともに、対策を検討すること
対象：小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒4,164名が回答（回収：31.4%）
内容：ゲーム依存（IGDS-J）、ゲームの使用状況、ネット依存（YDQ）、インターネットの使用状況、生活習慣、抑うつ症状及び健康状態

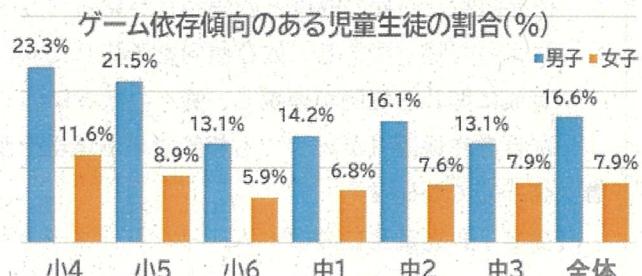
■主な調査結果

【基本情報】

- ・小学校6年生で約4割、中学校3年生で約8割が自分用のスマートフォンを所持
- ・情報通信機器のフィルタリング状況について「フィルタリングをしていない」「分からぬ」が約3割
- ・オンラインゲームの使用機器は、学年の進行とともにスマートフォンに移行
- ・インターネット利用時の使用機器は、中学校では据え置き型ゲーム機を除き、スマートフォンに集約される傾向

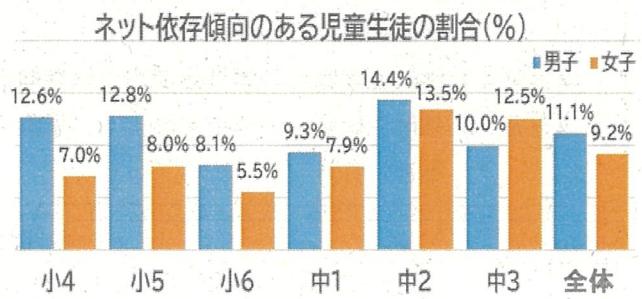
【ゲーム依存傾向】

- ・オンラインゲームをしたことがあると回答した児童生徒のうち12.6%が該当（当該調査の全回答者に占める割合は8.9%）
- ・ゲーム依存傾向は、女子と比較すると男子の割合が高く、また、男子の小学校4年生及び5年生で割合が高い。
- ・抑うつ症状がある児童生徒は、抑うつ症状がない児童生徒に比べ、ゲーム依存傾向の割合が3.27倍



【ネット依存傾向】

- ・動画サイト、SNSを利用したことがあると回答した児童生徒のうち10.0%が該当（当該調査の全回答者に占める割合は9.4%）
- ・ネット依存傾向は、男子、女子とともに中学校2年生の割合が最も高い。
- ・抑うつ症状がある児童生徒は、抑うつ症状がない児童生徒に比べ、ネット依存傾向の割合が4.65倍



【裏面あり】

【ゲーム依存傾向・ネット依存傾向共通】

- ・平日及び休日の就寝時刻並びに平日の起床時間が遅く、習い事、塾、部活動をしないほどゲーム依存傾向又はネット依存傾向が認められた。
- ・両方又はどちらか一方の依存傾向のある児童生徒は、「家ではホッとできる」、「親にはいろいろ相談できる」、「学校は楽しい」、「何でも話せる現実の友達がいる」に対し、否定的に答える者が多い。また、小学生、中学生とともに、生活習慣の悪化(睡眠習慣、運動習慣)と深い関連が見られた。

※参考(本調査での用語)

- 【ゲーム依存傾向】「この一年の間に、ゲームをしている時のことばかり考えていた時期がありましたか」等の質問項目(9問)に「はい」が5つ以上の場合に該当
- 【ネット依存傾向】「あなたはインターネットに夢中になっていると感じますか」等の質問項目(8問)に「はい」が5つ以上の場合に該当
- 【抑うつ症状】「物事に対してほとんど興味がない、または楽しめない」、「気分が落ち込む、憂うつ(心が晴れず暗い気持ちになること)になる、または絶望的な気持ち(物事に対してあきらめうことになること)になる」の2項目に対して、最近1か月間について「1全くない 2数日 3半分以上 4ほぼ毎日」で回答し、1を4点、2を3点、3を2点、4を1点とし、2項目の回答の合計点が3点以下の場合に該当

横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会・報告書

■部会の概要

目的：実態調査結果の検討・分析、報告書内容の審議、教育委員会への提言

開催状況：第1回 令和3年3月11日、第2回 同年8月5日、第3回 同年10月5日

委 員：学識経験者、専門医、医師会等役員、横浜市PTA連絡協議会（計9名）

■主な考察

- ・スマートフォンの所持率が非常に高い。スマートフォンを持っていること自体を議論するよりも、その使用方法や内容に着目する必要がある。
- ・児童生徒が安心して保護者と関わることができ、家庭の中で安心して過ごせるようにすることがゲーム、ネット依存傾向の予防につながる。
- ・学校、保護者が、児童生徒のアクセスするコンテンツの内容について把握し、依存等への予防について互いに話し合い、対策を講じていくことが大切である。
- ・学校、家庭では、児童生徒の依存傾向を早期に発見できるよう意識を高める必要がある。
- ・依存傾向と心身の健康との関わりが見られる中、その背景と原因是、発達状況や生活環境など人によって様々である。依存傾向を予防したり、早期に発見、対応したりできるよう、児童生徒の育成に関わる機関が連携し、個々の状況に応じて対応していくことが大切である。また、児童生徒自身や保護者がいつでも相談できる環境を整えていくことが重要である。

■部会としての提言

【提言1】児童生徒のゲーム、インターネット利用の実態、心身の健康への影響や予防のための具体的な取組について保護者、学校等の理解を深める。

【提言2】発達の段階に応じたルールづくりや家庭での話し合いを推進する。

【提言3】学校で発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存に関する予防に向けた教育を計画的に行う。

【提言4】学校と家庭との連携を深め、依存傾向の早期発見に努める。

【提言5】各関係機関での連携を強化し、児童生徒、保護者がいつでも相談できる環境づくりを推進する。

お問合せ先

教育委員会事務局健康教育・食育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる
重大事態の調査結果について（報告）

学校いじめ防止対策委員会から、調査報告書が提出されましたので、報告します。

■報告件数

1件

※29年12月15日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数

（単位：件）

調査主体	校種	調査中	調査終了
学校（専門的知識を有する第三者を加える）	小学校	4→3	5→6
	中学校	0	6
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会）	小学校	5	9
	中学校	2	2
	高校	0	0
	特別支援学校	0	0
合計		11→10	22→23

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

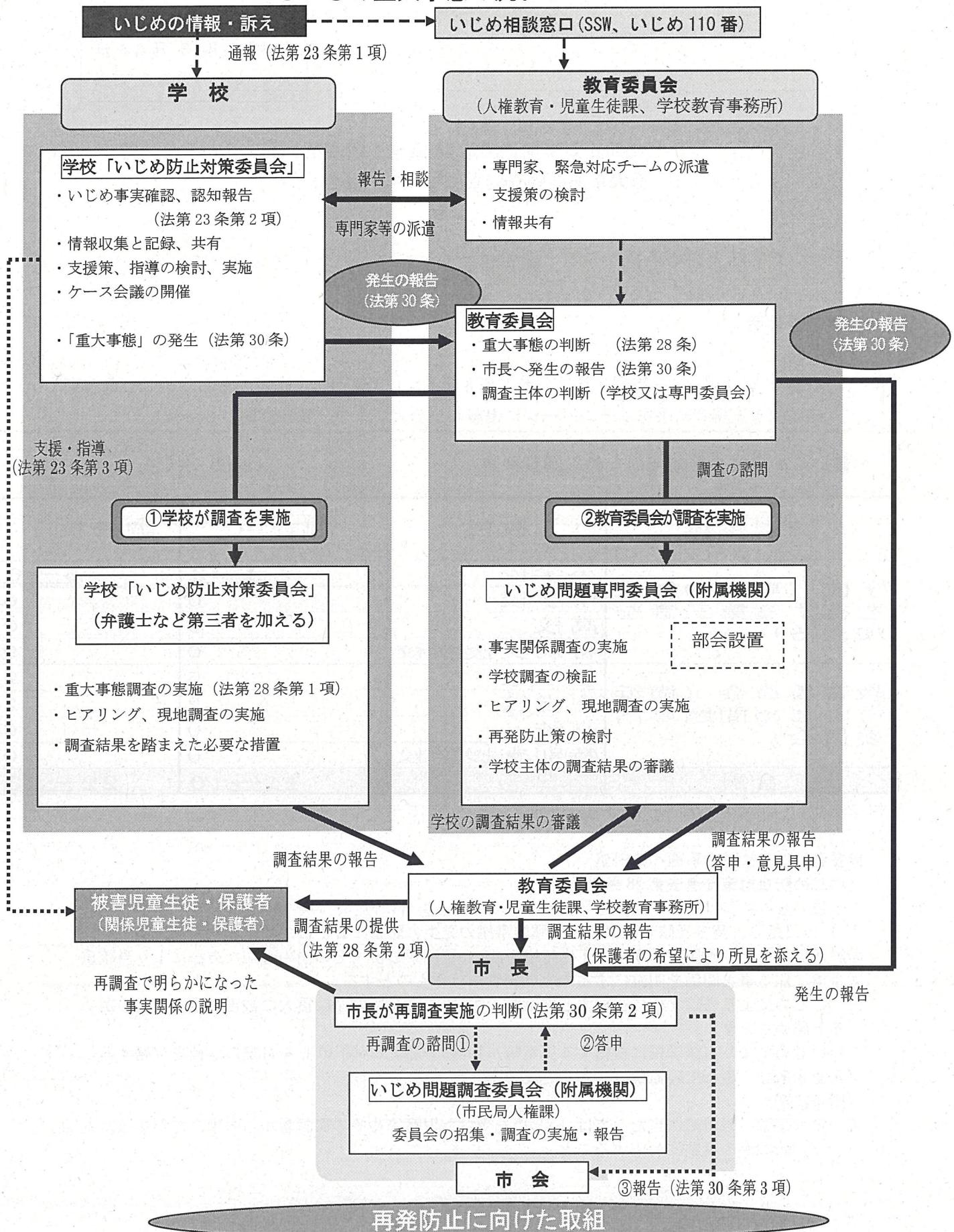
■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(附帯決議)
- 五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●



当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
(u 小学校) 【公表版】

横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方（原案）について

令和4年10月に御報告した「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(修正素案)」(以下、「整備等に関する考え方(修正素案)」と言う。)について、10月下旬から1か月間、市民意見募集を実施しました。

それらの意見も踏まえて、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(原案)」(以下、「整備等に関する考え方(原案)」と言う。)をとりまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見募集実施概要

(1) 実施期間

令和4年10月26日（水）～11月25日（金）

(2) 周知先

横浜市ホームページ、各区の区政推進課（広報相談係）、市立特別支援学校、障害児・者の団体、関係機関等

(3) 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX

2 実施結果

(1) 意見提出状況

意見提出者数 36人 意見数 94件

提出方法	提出者数
電子申請	21人
FAX、メール	14人
点字	1人
合計	36人

居住地	提出者数
市内	31人
市外・不明	5人
合計	36人

(2) 意見内容の内訳

意見の分類	意見数（件）
特別支援学校の新設	19件
医療的ケアへの取組の充実	18件
設置基準への対応	17件
特別支援学校の整備等全般	12件
施策の方向 その他	8件
障害別各校への対応	4件
インクルーシブ教育	3件
その他（教育内容に関することなど）	13件
計	94件

3 「整備等に関する考え方（原案）」主な施策の方向

（1）特別支援学校の整備等

- 県指針で新設・増改築と示された県立特別支援学校3校※のうち、本市東部地域への新設については、候補地を神奈川区菅田町にある旧菅田小学校跡地とすることを確認しました。今後は開校に向けて、県教育委員会に協力して早期実現を目指します。
- 本市外の新設、増改築の2校についても、整備状況等に合わせて、県教育委員会等と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域の変更を検討、実施します。

※3校内訳

- 本市東部地域（神奈川区菅田町）に新設【知的障害・肢体不自由教育部門併置】
- 川崎市南部地域（川崎市幸区）に新設【知的障害教育部門】
- 湘南地域（藤沢市亀井野）に増改築【肢体不自由教育部門】

（2）医療的ケア児への取組の充実

- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、引き続き、人工呼吸器を使用する児童・生徒の校内での保護者の付添い解消や、スクールバスの運行中に医療的ケアが実施できないためにバスに乗車できていない児童・生徒への通学支援等に、より一層力を入れて取り組んでいきます。
- また、福祉車両への乗車も業務とする新たな学校看護師枠の創設や体制拡充、指導的看護師の育成、研修の充実など人材育成に取り組むとともに、医療機関や各種専門職、保護者等との連携を強化させていきます。

（3）その他（設置基準への対応等）

- 小学校と併設する小規模な肢体不自由特別支援学校については、双方への教育的効果を勘案しつつ学校施設の計画的な保全を行なながら長期的には設置基準を踏まえた建替え等も視野に入れ、各校個別の状況に応じた教育環境の具体的な改善策の検討を行います。

※今回の市民意見募集で御意見をいただいた、教職員の特別支援教育に係る専門性向上や教育課程、学びの場の充実など、特別支援教育を推進する指針等について、別途検討します。

（参考） 主な意見及び修正素案からの主な変更点

主な意見（要約）	主な変更点等（原案への反映点等）	原案 該当箇所
市内の特別支援学校を増設してほしい。北綱島特別支援学校の狭あいな状況等を踏まえ、鶴見区や都筑区に新設をするべきではないか。	市東部地域の県立特別支援学校新設候補地として、神奈川区菅田町にある旧菅田小学校跡地を明記	P. 12
設置基準を満たしていない既存校について、早急に整備を行ってほしい。	長期的には設置基準を踏まえた建替え等も視野に入れ、各校の個別の状況に応じた教育環境の具体的な改善策の検討	P. 14
福祉車両での通学支援にあたっては、確実に看護師を配置してほしい。	通学支援のための福祉車両乗車も視野に入れた新たな学校看護師枠の設定	P. 13
現在の特別支援学校は、社会状況や生徒・保護者のニーズに沿ったカリキュラムが充分に組まれていないのではないか。	国や県の動向を踏まえ、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上や教育課程、学びの場の充実など、基本的な方向性や具体的な取組について、別途検討	—
県のインクルーシブ教育に連動して横浜でも施策を進めて欲しい。子どもの教育的ニーズに応じて分けていく教育は、より多くの校舎を必要とし、通学時間が長い等課題が多い。		

4 今後のスケジュール

本日の教育委員会会議で報告し、各施策について着実に推進していきます。

横浜市における特別支援学校の整備等に関する 考え方（原案）

※ 下線部分（数値等の時点修正や軽微な文言整理・修正は除く）が修正素案からの修正点です。

横浜市教育委員会

令和5年3月

目 次

1 策定の趣旨	1
2 整備等に関する考え方の位置づけ	4
3 市立特別支援学校の現状と課題	5
(1) 市立特別支援学校に在籍する児童生徒の状況	5
(2) 医療的ケアのある児童生徒の状況	7
(3) 市立特別支援学校の整備状況	8
(4) 児童生徒の通学支援状況	8
4 施策の方向	10
(1) 特別支援学校の整備等	10
ア 知的障害教育部門	11
イ 肢体不自由教育部門	12
(2) 医療的ケアへの取組の充実	13
(3) 設置基準への対応	14
(4) 障害別各校への対応	14
(5) その他	15
5 見直しの視点	15
6 参考資料	16

はじめに

横浜市の特別支援教育は、国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての幼児児童生徒に、あらゆる教育の場で、一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行い、可能性を最大限に伸ばしていくことを目指しています。

平成30年3月には横浜市の教育の理念と方向性を示す「横浜教育ビジョン2030」、同12月にはビジョンを具現化するアクションプランとして「第3期横浜市教育振興基本計画」(平成30年～令和4年)を策定しました。

その中で、全ての幼児児童生徒が安心して学べる多様な学びの場の構築、一般学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒への支援、障害特性に応じた個別支援学級における教育、特別支援学校の充実、特別支援教育相談システムの充実をそれぞれ進めています。

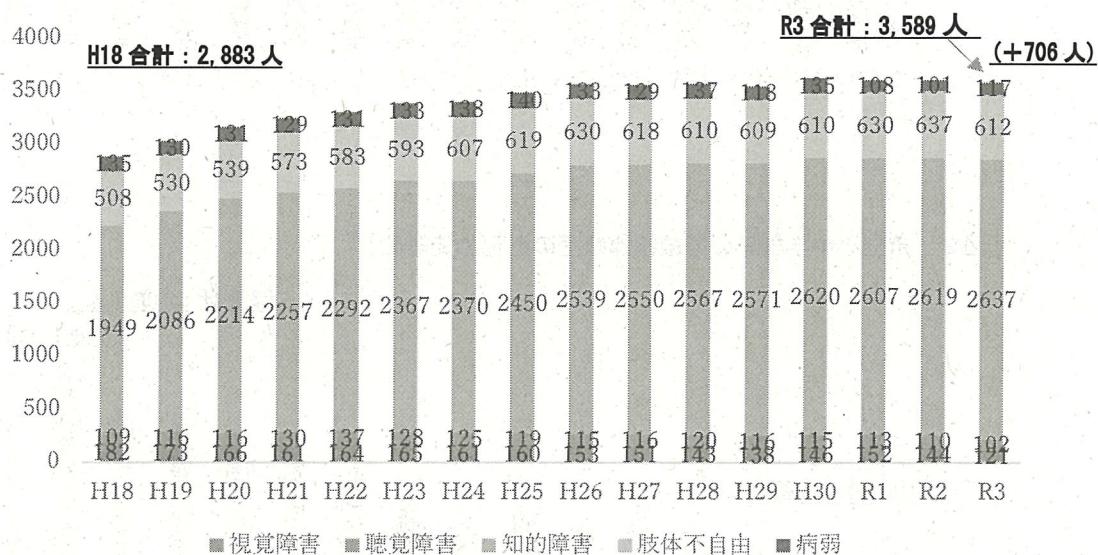
特別支援学校はこれら多様な学びの場の要であり、本市の特別支援教育の土台をなすものです。令和3年度には「特別支援学校設置基準」の公布や「かながわ特別支援教育推進指針」の公表、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行など、特別支援学校を取り巻く環境が大きく変化しました。

そこでこうした状況から、本市における対応を整理し、「横浜市特別支援学校の整備等に関する考え方」として策定し、特別支援教育全体の充実を図ります。

1 策定の趣旨

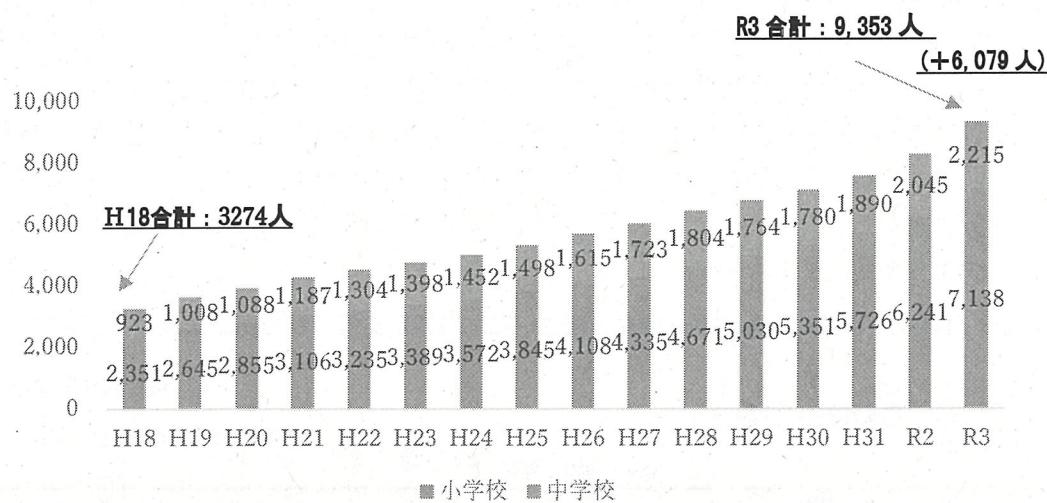
- 本市には盲、ろう、知的障害、肢体不自由、病弱の全ての障害種の市立特別支援学校 13 校があるほか、県立、国立、私立を加えると 25 校の特別支援学校が設置されています。在籍する児童生徒等の人数は平成 18 年度から令和 3 年度までに 706 人（学校数は 5 校）増加し、令和 3 年度は 3,589 人（平成 18 年度の約 1.2 倍）となっており、学校によっては特別教室を普通教室に転用するなどの対応をして、受け入れを図っています。また、医療的ケアのある児童生徒のケアの幅も広がるなど、障害の重度・重複化、多様化がますます進んでいます。

【図 1：市内にある市立、県立、国立、私立の特別支援学校の児童生徒等数】

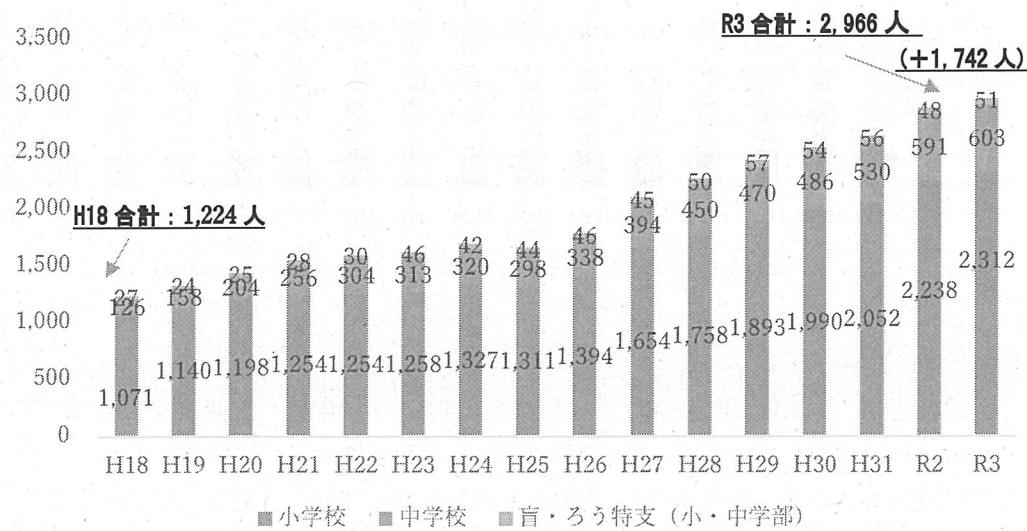


- また近年、少子化傾向が進んでいますが、市立小・中学校の個別支援学級に在籍する児童生徒は増加しています。平成 18 年度から令和 3 年度までに 6,079 人増加し、令和 3 年度は 9,353 人（平成 18 年度の約 2.9 倍）となっており、特別支援学校在籍児童・生徒数の増加率を大きく超えています。
- 通級指導教室においても同様の状況で、平成 18 年度から令和 3 年度までに 1,742 人増加し、令和 3 年度は 2,966 人（平成 18 年度の約 2.4 倍）となっており、特別支援学校のみならず、特別な支援を必要とする児童生徒が全体として増加している状況です。

【図2：市立小中学校等の個別支援学級の児童生徒等数】



【図3：市立小中学校等の通級指導教室の児童生徒等数】



- 国においては、全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月、学校教育法第三条に基づき、初めて特別支援学校設置基準（文部科学省令）（以下、「設置基準」という。）を制定し、特別支援学校を設置するのに必要な設備や面積等の最低基準を示し、令和4年4月（施設に関する規定は令和5年4月）から施行されています。

- 神奈川県教育委員会においては、令和4年3月、県内におけるインクルーシブ教育の進展を踏まえ、特別支援教育の推進を図ることを目的に「かながわ特別支援教育推進指針」（以下「県指針」という。）を策定し、県立特別支援学校の整備等に取り組んでいく方針を示しました。

【参考1：県指針の概要（一部）】

今後概ね10年間を見通した神奈川県の特別支援教育の推進に関して、「特別支援学校の整備」、「医療的ケアの充実」、「県と市町村の役割分担及び連携」を柱に、施策の方向性を示した。

県内を8地域に区分し、特別支援教育を必要とする児童・生徒数の推移や将来人口推計、県立高等学校におけるインクルーシブ教育実践推進校への進学状況等に加え、国が設置基準で示す校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能人数を算出している。

特に今後の受け入れ枠不足が想定される横浜東部地域（鶴見・神奈川・西・中・南区）及び川崎南部地域には県立特別支援学校の新設、また湘南地域の県立特別支援学校の増改築等、県立高等学校を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）等の教育環境の整備や適正配置、通学区域の変更等を検討する旨の記載がある。

【参考2：設置基準の概要】

特別支援学校を設置するために必要な設備や面積等の最低限の基準。この設置基準では、特別支援学校の校舎に備えるべき施設として、図書室や保健室などが示されたほか、校舎及び運動場について、

- ・在籍する児童・生徒等の人数等に応じて算定される基準面積以上とすること
ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではないこと
 - ・同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとすること
ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、他の適当な位置にこれを設けることができる
- 等が明示された。

具体的には障害が重複する場合（例：知的障害と肢体不自由など）、一定の係数（幼稚部1.67倍、小中学部2倍、高等部2.67倍）をかけて校舎面積を計算することや、中学部又は高等部を有する学校においては、3,600m²以上の運動場面積が必要とされているなどである。ただし、当分の間、設置基準によらないことができるとされている（可能な限り速やかに設置基準を満たすよう努めることと付記）。施行は令和4年4月（施設に関する規定は令和5年4月）。

※令和3年5月1日時点の在籍児童・生徒数に基づき算定したところ、病弱特別支援学校を除く市立12校のうち、校舎面積が基準に満たない学校は5校

- こうした特別支援学校を取り巻く状況の変化を受け、本市としても県指針を踏まえ、概ね今後、10年程度を見据えた「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」（以下、「整備等に関する考え方」と言う。）を策定します。

2 整備等に関する考え方の位置づけ

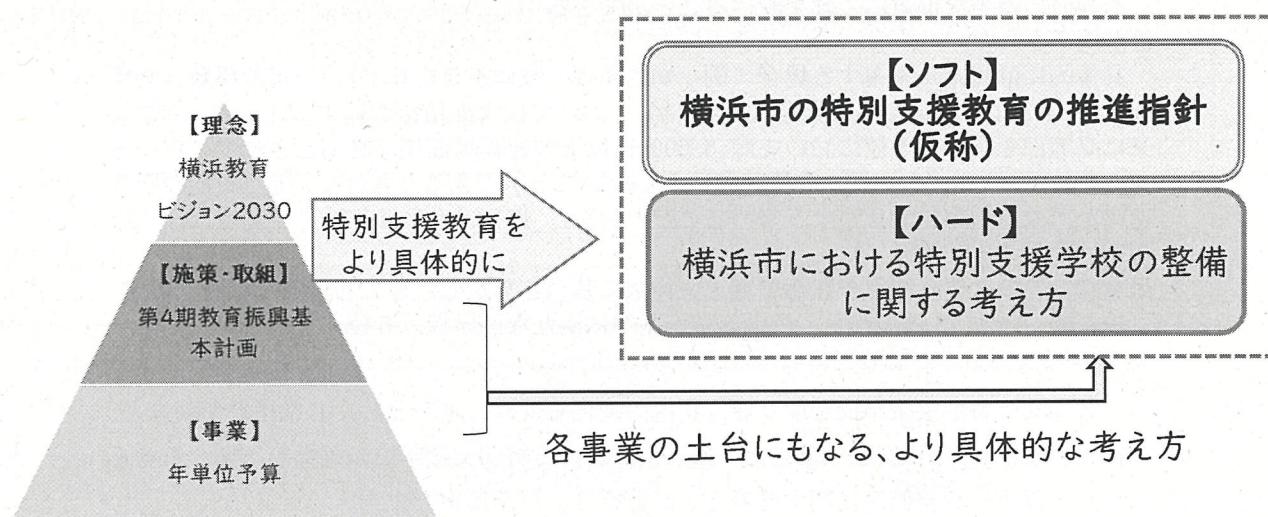
○ 特別支援教育全般については「横浜市教育振興基本計画」（第3期計画の計画期間：2018年度～2022年度）の中で、多様なニーズに対応した特別支援教育の推進を基本的な方向性に掲げ、現状や課題認識を踏まえた取組を推進しており、今後も「第4期横浜市教育振興基本計画」（計画期間：2022年度～2025年度）に基づき施策展開を図っていきます。

整備等に関する考え方については、この度、示された設置基準や県指針を受けて、特に特別支援学校の整備や配置を中心とした内容としてまとめていくものです。

○ 整備等に関する考え方以外に、「横浜教育ビジョン 2030」や「第4期横浜市教育振興基本計画」を基本として、これまでに特別支援教育の実践に関わる様々な手引等を策定しています。

具体的には、多様化、高度化、個別化する医療的ケアに対応するための「医療的ケア実施の手引き」や、児童生徒の食育、食形態の充実および教職員の摂食に関する指導力向上を図るための「特別支援学校における食育の手引き～一人ひとりを大切にした給食提供と食事指導のあり方～（仮称）」など、それぞれの現状や課題に特化したものです。

整備等に関する考え方は特別支援学校のみが対象ですが、今後、小・中学校等を含む全ての学びの場に共通する「横浜市特別支援教育推進指針（仮称）」を策定していきます。これら計画、手引き等に基づき、総合的な視点を持ちつつ、より具体的な取組を進めています。

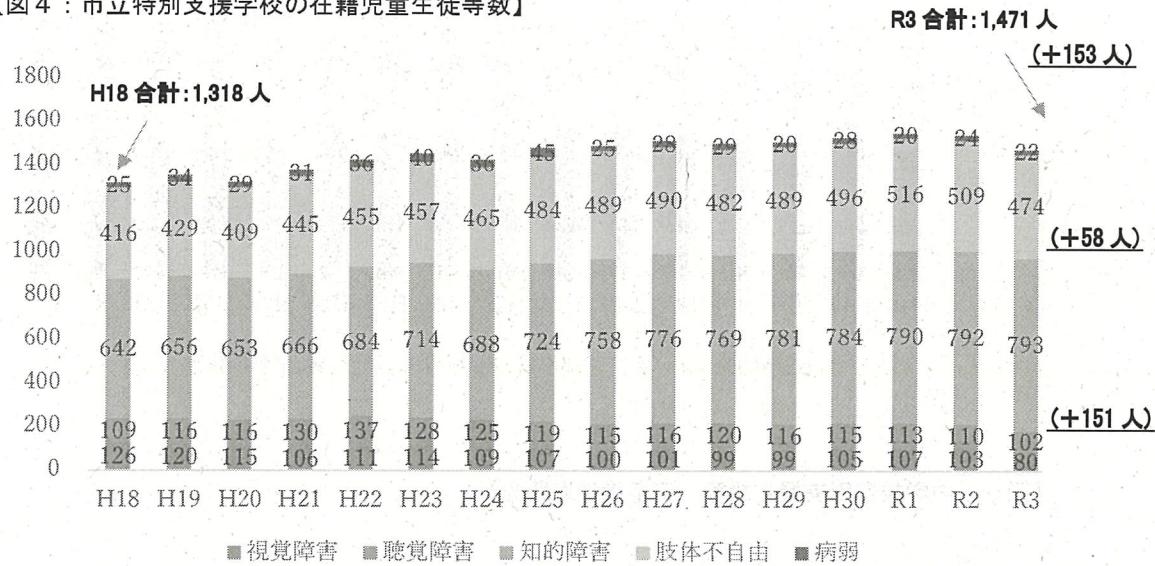


3 市立特別支援学校の現状と課題

(1) 市立特別支援学校に在籍する児童・生徒数の状況

- 市立特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、平成18年度から令和3年度までに153人（学校数は2校）増加しています。
- 障害種別の増加内訳としては、肢体不自由特別支援学校の児童生徒が58人増加し、令和3年度は474人に、知的障害特別支援学校の児童・生徒数は151人増加し、793人となっています。一方、聴覚障害特別支援学校、病弱特別支援学校は横ばい、視覚障害特別支援学校は減少傾向にあります。

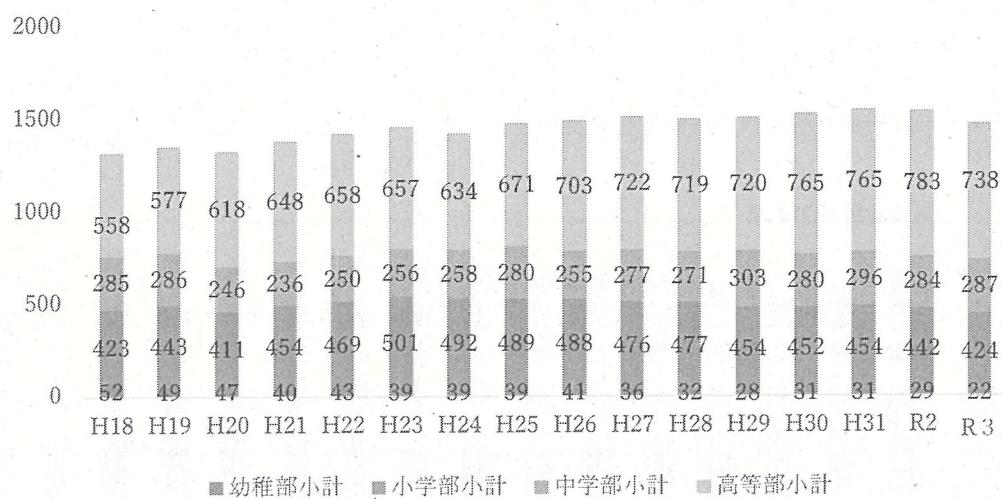
【図4：市立特別支援学校の在籍児童生徒等数】



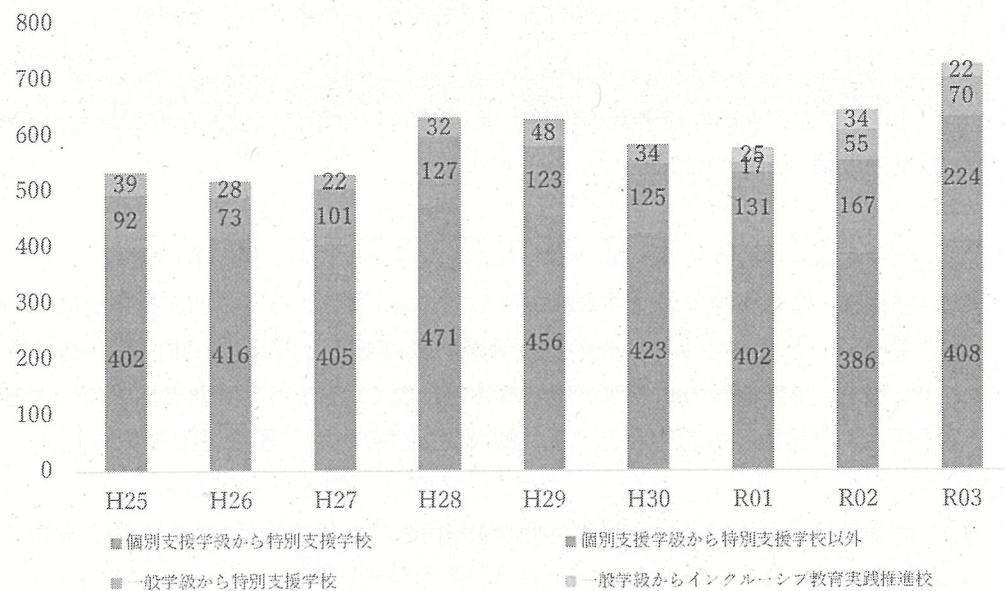
- また、学部ごとの在籍者数の推移では、小学部・中学部に大きな変化はないものの、幼稚部は減少、高等部は増加傾向にあります。
- 幼稚部は盲・ろう特別支援学校のみに設置されており、保護者の就労や、自宅に近い幼稚園・保育園等での受け入れが進んだこと、また、ろう特別支援学校においては人工内耳の普及に伴う相談先の変化等が背景にあると考えられます。在籍者数が減少しても、早期療育の必要性が変わることではなく、盲・ろう特別支援学校による相談や受け入れ施設への助言など、間接的な支援は今後も一層重要になります。
- 高等部は、全体に占める割合が平成18年度には42.3%だったものが、令和3年度には50.1%となっています。これは中学校の個別支援学級在籍数の増加に伴い、特別支援学校高等部に進学する生徒が増えているためと推測されます。

一方、最近では県が推進しているインクルーシブ教育実践推進校や民間法人が展開するサポート校など中学校卒業後の進路選択の幅が広がっています。個別支援学級における中学校卒業後の進路状況をみると、平成 25 年度は個別支援学級等在籍者の約 18% (92 人) が高等学校やサポート校などの特別支援学校高等部以外に進学していましたが、令和 3 年度にはその比率が約 31% (224 人) と増加しています。

【図 5：市立特別支援学校の学部ごとの在籍児童生徒等数】



【図 6：中学校個別支援学級等 卒業後の進路先】



【参考3：インクルーシブ教育実践推進校】

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、全ての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組を実践している。令和2年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。（「県指針」より抜粋）

(2) 医療的ケアのある児童生徒の状況

- 市内に6校ある肢体不自由特別支援学校を中心に医療的ケアのある児童生徒が約160人在籍しています。これまで研修を受けた教員が中心に行ってきた、たんの吸引や経管栄養などに加えて、看護師の対応が必要なケア（導尿や血糖値測定など）や、人工呼吸器対応など高度な技術を要するケアに対するニーズが高まっています。このように求められるケアの幅が広がり、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応していく必要があります。
- こうした状況を踏まえて、肢体不自由特別支援学校に学校看護師を順次、増配置しており、令和4年5月の配置数は全体で35人となっています。

【表1：特別支援学校の医療的ケア実施児童・生徒数】 *令和4年5月現在、通学籍・延べ数

医療的ケア	人数	医療的ケア	人数
たんの吸引	120人	酸素療法	38人
経管栄養	111人	導尿	15人
気管切開	36人	その他（エアウェイ等）	35人
人工呼吸器	10人	合 計（延べ数）	365人

【表2：特別支援学校 学校看護師配置数】

学校名	R1.5.1	R2.5.1	R3.5.1	R4.5.1
上菅田特別支援学校	3人	4人	6人	7人
中村特別支援学校	3人	4人	5人	6人
東俣野特別支援学校	2人	4人	5人	5人
若葉台特別支援学校	3人	4人	5人	6人
左近山特別支援学校	2人	4人	4人	4人
北綱島特別支援学校	3人	4人	5人	7人
合計	16人	24人	30人	35人

(3) 市立特別支援学校の整備状況

- 特別支援学校の設置義務は都道府県にありますが、これまで本市は、市内で特別支援学校が不足する状況を踏まえて、神奈川県と協力しながら、学校教育法に規定されるすべての障害種の特別支援学校を設置してきました。特に、昭和40年代以降の本市の急激な人口増加と、昭和54年の養護学校教育の義務化への早急な対応が必要だった時期に、多くの学校を設置した経過があります。

近年では、高等部進学希望への対応としての高等特別支援学校の設置（平成19年二つ橋高等特別支援学校等）や、用途廃止施設の活用による整備（平成18年浦舟特別支援学校、平成25年若葉台特別支援学校、平成31年度左近山特別支援学校）、県立特別支援学校整備の協力（平成25年県立横浜ひなたやま支援学校）を進めてきました。



【平成19年度 二つ橋高等特別支援学校】 【平成31年度 左近山特別支援学校】

- これまで整備を進めてきた市立特別支援学校について今回示された設置基準に照らし合わせると、特に肢体不自由特別支援学校では、ほとんどの学校で在籍している児童・生徒数に対して校舎面積が狭い状況です。
なお、平成31年4月に開校した左近山特別支援学校は、想定していた在籍児童・生徒数に達していない状況にあります。市内においては、地域や学校によって在籍児童・生徒数が偏っていることが課題となっています。

(4) 児童生徒の通学支援状況

- 現在、知的、肢体不自由校を中心とした9校で47コースのスクールバスを運行していますが、コースによっては乗車時間が100分を超える児童生徒もおり、長時間の通学を解消していく必要があります。
- 左近山特別支援学校においては、開校時から一般的なスクールバスの運行に加えて、コースから極端に離れてしまう児童生徒に対して、小型の福祉車両をモデル的に運行しています。

- また、スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できないなど、保護者の自家用車等で通学せざるを得ない児童生徒がいることも課題となっています。

人工呼吸器を利用する児童や医療的ケアがあつてスクールバスに乗車することが難しい児童生徒に対し、看護師と福祉車両をセットにして通学支援を行うモデル事業（6校 17台（R4.12.1現在））を段階的に実施していますが、現状においては小児医療に精通した看護師の確保等が困難で、保護者に同乗を依頼する場合があります。

【参考4：スクールバスの状況等】

- ・スクールバスの運行時間の状況（令和4.5.1現在）

目標時間（60分）を登下校とも超えるコース 16コース

目標時間（60分）を登下校どちらかが超えるコース 11コース

- ・医療的ケアなどがあり、自家用車で通学している児童・生徒数 39人

4 施策の方向

市立特別支援学校の現状と課題等を踏まえ、特に児童・生徒数の増加や医療的ケアへの対応が必要となる知的障害及び肢体不自由特別支援学校を中心に、次の方向で対応していきます。

(1) 特別支援学校の整備等

- 県指針では、特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒数の令和12年度、22年度の推計と設置基準に照らした既存校の状況から、地域によって受け入れ枠の不足が発生することが想定されています。

【表3：特別支援学校の児童・生徒数の推計と設置基準に基づく既存校での受け入れ可能人数】

＜横浜東部・川崎南部地域＞

川崎南部・横浜東部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数(A)	受け入れ可能児童・生徒数(B)	B-A	児童・生徒数(A)	受け入れ可能児童・生徒数(B)	B-A	児童・生徒数(A)	受け入れ可能児童・生徒数(B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学校	288	255	△ 33	377	255	△ 122	396	255	△ 141
	高等部	460	390	△ 70	597	390	△ 207	604	390	△ 214
肢体不自由教育部門		198	164	△ 34	204	164	△ 40	190	164	△ 26
計		946	809	△ 137	1,178	809	△ 369	1,190	809	△ 381

横浜東部地域：鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区（川崎南部地域：川崎区、幸区、中原区）

既存校 県立3校：中原養護学校（知・肢）、鶴見養護学校（知）、横浜南養護学校（病）、県立分教室2校：住吉分教室（中原養護）、岸根分教室（鶴見養護）、市立6校：横浜市立 中村特別支援学校（肢）、浦舟特別支援学校（病）、盲特別支援学校（視）、川崎市立 田島支援学校（肢・知）、田島支援学校桜校（肢・知）、聾学校（聴）、国立1校：横浜国立大学教育学部附属特別支援学校（知）、私立2校：聖坂養護学校（知）、横浜訓盲学院（視）

＜横浜北部・川崎北部地域＞

川崎北部・横浜北部地域		R 2			R 1 2			R 2 2		
		児童・生徒数(A)	受け入れ可能児童・生徒数(B)	B-A	児童・生徒数(A)	受け入れ可能児童・生徒数(B)	B-A	児童・生徒数(A)	受け入れ可能児童・生徒数(B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学校	396	440	44	460	440	△ 20	486	440	△ 46
	高等部	627	657	30	661	657	△ 4	643	657	14
肢体不自由教育部門		160	170	10	165	170	5	155	170	15
計		1,183	1,267	84	1,286	1,267	△ 19	1,284	1,267	△ 17

横浜北部地域：港北区、緑区、青葉区、都筑区（川崎北部地域：高津区、多摩区、宮前区、麻生区）

既存校 県立4校：高津養護学校（知）、麻生養護学校（知・肢）、あおば支援学校（知・肢）みどり養護学校（知）、県立分教室4校：生田東分教室（高津養護）、川崎北分教室（高津養護）、元石川分教室（麻生養護）、新栄分教室（みどり養護） 市立2校：横浜市立北綱島特別支援学校（肢）、川崎市立中央支援学校（知・肢・病）、市立分教室1校：川崎市立聾分教室（川崎市立中央支援学校）

<横浜南部・横浜西部地域>

横浜南部・ 横浜西部地域		R 2			R 12			R 22		
		児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A	児童・生徒数 (A)	受け入れ可能 児童・生徒数 (B)	B-A
知的障害 教育部門	小・中学部	604	602	△ 2	601	602	1	585	602	17
	高等部	1,312	1,244	△ 68	1,449	1,244	△ 205	1,329	1,244	△ 85
肢体不自由教育部門		463	464	1	411	464	53	366	464	98
計		2,379	2,310	△ 69	2,461	2,310	△ 151	2,280	2,310	30

横浜南部地域、横浜西部地域：磯子区、金沢区、戸塚区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、泉区、栄区
 既存校 県立5校：保土ヶ谷養護学校（知）、瀬谷養護学校（知）、金沢養護学校（知・肢）三ツ境養護学校（知・肢）、横浜ひなたやま支援学校（知／高等部のみ）、県立分教室6校：横浜平沼分教室（保土ヶ谷養護）、舞岡分教室（保土ヶ谷養護）、瀬谷西分教室（三ツ境養護）、横浜氷取沢分教室（金沢養護）、大和東分教室（瀬谷養護）、大和南分教室（瀬谷養護）、市立9校：横浜市立上菅田特別支援学校（肢）、左近山特別支援学校（肢）、若葉台特別支援学校（知・肢）、本郷特別支援学校（知）、港南台ひの特別支援学校（知）、東俣野特別支援学校（肢）、二つ橋高等特別支援学校（知／高等部のみ）、日野中央高等特別支援学校（知／高等部のみ）、ろう特別支援学校（聴）

（「県指針」より抜粋）

ア 知的障害教育部門

- 横浜東部・川崎南部地域においては児童・生徒数が令和2年度 748 人、令和12年度 974 人、令和22年度 1,000 人と、今後も増加し続けることが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には小・中学部 122 人、高等部 207 人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜北部・川崎北部地域においては児童・生徒数が令和2年度 1,023 人、令和12年度 1,121 人、令和22年度 1,129 人と、今後も増加し続けることが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には小・中学部 20 人、高等部 4 人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜南部・横浜西部地域においては児童・生徒数が令和2年度 1,916 人、令和12年度 2,050 人、令和22年度 1,914 人と想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には高等部において 205 人の受け入れ枠不足が想定されています。
- こうした状況を受け、児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、県教育委員会は市東部地域（神奈川区菅田町旧菅田小学校跡地）へ知的障害教育部門（肢体不自由教育部門併置）の県立特別支援学校を新設する意向を示しており、神奈川県に協

力して早期実現を目指します。

- また、県指針では、既存の県立高等学校施設を活用した分教室（高等部知的障害教育部門）等の教育環境の整備、適正配置、インクルーシブ教育実践推進校の拡大など、多様な学びの場を整備するとしています。あわせて、本市に隣接する川崎市南部地域への知的障害教育部門の県立特別支援学校新設による全体の受け入れ枠の拡大を示しています。
- 県立特別支援学校新設の整備状況等に合わせて、県教育委員会等と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域の変更を検討、実施します。
- なお、市南部地域・西部地域においては令和12年度に知的障害教育部門高等部において205人の受け入れ枠不足が想定されており、県指針では、川崎南部地域、横浜東部地域における整備の進捗に合わせて、既存の特別支援学校の通学区域の変更や県立高等学校施設を活用した分教室等の教育環境の整備や適正配置等を検討するとされていますが、既存の市立特別支援学校についても、今後の児童・生徒数や状況に関する動向を注視し、必要に応じて増築等の対応について検討します。

イ 肢体不自由教育部門

- 横浜東部・川崎南部地域においては児童・生徒数が令和2年度198人、令和12年度204人、令和22年度190人と想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度には40人の受け入れ枠不足が想定されています。
- 横浜北部・川崎北部地域においては児童・生徒数が令和2年度160人、令和12年度165人、令和22年度155人となることが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度の受け入れ枠には5人の余裕ができることが想定されています。
- 横浜南部・横浜西部地域においては児童・生徒数が令和2年度463人、令和12年度411人、令和22年度366人と減少することが想定されています。既存の特別支援学校における校舎の基準面積を満たす範囲で受け入れ可能な児童・生徒数を算出すると、令和12年度の受け入れ枠には53人の余裕ができることが想定されています。
- こうした状況を受け、児童・生徒の受け入れ枠を拡大するために、県教育委員会は前述のとおり市東部地域（神奈川区菅田町旧菅田小学校跡地）へ肢体不自由教育

部門（知的障害併置）の県立特別支援学校を新設する意向を示しており、神奈川県に協力して早期実現を目指します。

- 設置基準や県指針を踏まえ、県が新設する予定の横浜東部地域及び湘南地域の肢体不自由校や現状の児童・生徒数の増加も見据え、県教育委員会と協議を進め、順次、通学区域の変更等を検討、実施します。こうした取組を通じて、横浜市民の受け入れ枠も増加することが見込まれます。

(2) 医療的ケアへの取組の充実

- 本市は、昭和50年代から全国に先駆けて、重度重複障害があり医療的ケアが必要な児童生徒の通学に必要な施策に、教員が大きな役割を果たしながら取り組んできました。また、平成24年度に喀痰吸引等制度が整備される以前から、肢体不自由特別支援学校に学校看護師を配置して、医療体制整備を図ってきました。今後もこの強みを生かしながら、高度化、多様化、複雑化する医療的ケアに対応できる学校組織となるよう、多職種協働の充実を進めます。
- 医療的ケア体制の充実を目指し、学校看護師の拡充、通学支援のための福祉車両乗車も視野に入れた新たな学校看護師枠の設定、指導的看護師の育成、年間を通して研修の充実など人材育成に取り組みます。さらに、最新の情報や情勢に合わせて継続的に「医療的ケア実施の手引き」を改訂し、学校での医療的ケアが安心・安全に、そして円滑に実施できるようにしていきます。また、医療機関や各種専門職、保護者等との連携の機会を充実させていきます。
- 人工呼吸器を使用する児童生徒の校内での保護者の付添い解消や、スクールバス乗車中に医療的ケアをすることが難しいため乗車できていない児童生徒への通学支援等、医療的ケアが必要な児童生徒の学習の充実と自立の促進、そしてご家庭の負担軽減に、より一層力を入れて取組を進め、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を施策に反映させていきます。

【参考5：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】

令和3年6月公布、9月施行。医療的ケア児やその家族に対する支援に関し、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援することなど、5つの基本理念を掲げている。国や地方公共団体等の責務を明らかにし、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策等について定めている。

(3) 設置基準への対応

- 本市はこれまで、全国に先駆けて重度重複障害のある児童生徒の教育保障に取り組んできた経緯等があり、小学校と併設する小規模な市立肢体不自由特別支援学校（中村、北綱島、東俣野特別支援学校）には重複障害のある児童生徒が多く在籍しています。設置基準上、障害が重複する場合は必要な校舎面積が増えることになります。今後の取組にあたっては、様々な幼児児童生徒がともに学び、関わり合いを持つ中でさらなる成長を目指す趣旨を勘案しつつ、長期的には設置基準を踏まえた建替え等も視野に入れ、各校の個別の状況に応じた教育環境の具体的な改善策の検討を行います。
- なお、設置基準では、既存の特別支援学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、従前の例によることができるとされています。前述の小規模な市立肢体不自由特別支援に加えて、その他の各校についても、引き続き、学校施設の計画的な保全を行いながら、可能な範囲で教室・設備改修等に取り組み、短・中期的にも教育環境の整備・充実を図ります。
- また、市立肢体不自由特別支援学校全体において、多様化する生徒の実態に併せ、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領に準じた教育を行う教育課程についても、ＩＣＴを活用したサテライト方式による授業展開の検討実施など、ハード面以外も併せて検討していきます。
- 特別支援学校には、スクールバスレーンやスロープ、床暖房設備、パン工房など地域の小中学校や高等学校には備えていない設備があります。校舎そのものの長寿命化の取組に加え、設備の計画的な入れ替えを行っていきます。

(4) 障害別各校への対応

- 知的障害、肢体不自由校以外の種別については、現時点では校舎面積として設置基準上の課題はありませんが、それぞれ固有の課題があります。盲特別支援学校では弱視通級や個別支援学級への相談やアウトリーチによる支援、ろう特別支援学校では人工内耳等の拡大による早期の療育への支援などです。特に両校は市内唯一の視覚、聴覚障害児の特別支援学校として、視覚、聴覚に障害のある児童生徒を中心に乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援の一端を担っていく必要があります。
- また、病弱特別支援学校ではＩＣＴを活用した原籍校への支援の必要性の高まりや、高等学校在籍中の長期療養生徒への支援が難しいことへの対応の検討、さ

らに高等特別支援学校においては中学校個別支援学級卒業生の進路の多様化等を踏まえた今後のあり方検討など、課題は多岐に渡ります。

それぞれについて、整備等に関する考え方と並行して検討を進めます。

(5) その他

- 通学区域の再編や福祉車両による通学支援のモデル実施による検討などにより、スクールバス運行時間の長時間化を解消し、概ね1時間以内での通学を目指します。
- 増加する個別支援学級や通級指導教室を利用する児童生徒がそれぞれの場で学びを深めることができるよう必要な環境整備を行っていきます。
- また、全ての幼児児童生徒にあらゆる教育の場で一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮が提供できるよう、全ての教職員は校種にかかわらず特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。特別支援教育にかかる専門研修や横浜型センター的機能の活用を推進するなど、教職員の専門性の向上を図ります。

5 見直しの視点

この「考え方」については、本市における現状と課題や設置基準や県指針を踏まえ、対応の方向性を定めていますが、今後の個別支援学級に在籍する児童・生徒数の伸びや医療的ケアへの取組の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

〈参考〉 市内特別支援学校一覧

令和2年5月1日現在

			併置	創立	分教室	設置学部					幼児児童生徒数(人)							
						幼稚部	小学校部	中学部	高等部	その他	合計	障害種別小計	幼稚部	小学校部	中学部	高等部	専攻科	訪問(内数)
視覚	市	盲		S25		○	○	○	○	専攻科	103	103	14	18	19	22	30	
	私	横浜訓盲学院		S26		○	○	○	○	専攻科	41	41	6	12	6	6	11	
小計											144	144	20	30	25	28	41	
聴覚	市	ろう		S8		○	○	○	○		110	110	15	34	29	32		
小計											110	110	15	34	29	32		
知的	市	港南台ひの		S46		○	○	○			207	207	85	43	79			
		日野中央高等		S56					○		186	186				186		
		本郷		S54		○	○	○			171	171		71	50	50		
		二つ橋高等		H19					○		145	145				145		
	県	みどり		S53	新栄	○	○	○			218	218	55	44	119			
		鶴見		S55	岸根	○	○	○			254	254	80	47	127			
		保土ヶ谷		S51	舞岡・平沼	○	○	○			296	296	66	41	189			
		瀬谷		S46	大和東・大和南	○	○	○			302	302	81	61	160			
		横浜ひなたやま		H25					○		134	134				134		
		国	横浜国立大学附属	S54		○	○	○			67	67	18	20	29			
	私	聖坂		S42		○	○	○	専攻科		96	96	24	24	30	18		
小計											2076	2076	0	480	330	1248	18	
肢体	市	北綱島		S60	サルビア	○	○	○	訪問		71	71	34	15	22		4	
		中村		S57	港南	○	○	○	訪問		86	86	45	21	20		6	
		東俣野		S61		○	○	○	訪問		44	44	23	11	10		6	
		上菅田		S49		○	○	○	訪問		187	187	56	55	76		1	
		左近山		H31		○	○	○	訪問		33	33	20	10	3		2	
小計											421	421	0	178	112	131	0	19
知的・肢体	市	若葉台	(肢)	S59		○	○	○	訪問	171	88		43	20	25		8	
			(知)					○			83					83		
	県	あおば	(肢)	R2		○	○	○		85	17		15	2				
			(知)			○	○	○			68		27	17	24			
		金沢	(肢)	H19		○	○	○	訪問	299	57		29	15	13		5	
			(知)		横浜水取沢	○	○	○			242		65	41	136			
		三ツ境	(肢)	S46		○	○	○		204	54		19	17	18			
			(知)	S62	瀬谷西						150					150		
小計											759	759	0	198	112	449	0	13
病弱	市	浦舟		S41		○	○		訪問		24	24	13	11			12	
	県	横浜南		S52		○	○	○	訪問		77	77	47	24	6		6	18
小計											101	101	0	60	35	6	0	50
合計											3611	3611	35	980	643	1894	59	50

※「訪問」・・・訪問教育。通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校における教育の一形態として、家庭又は施設等に教員を派遣して行う教育である。

〈参考〉 市内特別支援学校一覧

令和3年5月1日現在

			併置	創立	分教室	設置学部					幼児児童生徒数(人)							
						幼稚部	小学部	中学部	高等部	その他	合計	障害種別小計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	訪問(内数)
視覚	市	盲	S25			○	○	○	○	○	専攻科	80	80	10	15	20	12	23
	私	横浜訓盲学院	S26			○	○	○	○	○	専攻科	41	41	7	12	6	2	14
小計											121	121	17	27	26	14	37	
聴覚	市	ろう	S8			○	○	○	○			102	102	12	32	26	32	
小計											102	102	12	32	26	32		
市	港南台ひの		S46			○	○	○				214	214		86	53	75	
	日野中央高等		S56					○				188	188				188	
	本郷		S54			○	○	○				170	170		75	45	50	
	二つ橋高等		H19					○				141	141				141	
県	みどり		S53	新栄		○	○	○				214	214		58	42	114	
	鶴見		S55	岸根		○	○	○				262	262		85	49	128	
	保土ヶ谷		S51	舞岡・平沼		○	○	○				300	300		74	40	186	
	瀬谷		S46	大和東・大和南		○	○	○				283	283		82	61	140	
	横浜ひなたやま		H25				○					135	135				135	
	国	横浜国立大学附属	S54			○	○	○				63	63		17	19	27	
	私	聖坂	S42			○	○	○	専攻科			98	98		24	24	30	20
小計											2068	2068	0	501	333	1214	20	
肢体	北綱島		S60	サルビア		○	○	○	訪問			67	67		33	19	15	5
	中村		S57	港南		○	○	○	訪問			74	74		33	23	18	4
	東俣野		S61			○	○	○	訪問			47	47		26	11	10	6
	上菅田		S49			○	○	○	訪問			160	160		47	49	64	3
	左近山		H31			○	○	○	訪問			40	40		22	11	7	1
小計											388	388	0	161	113	114	0	19
知的 肢体	市	若葉台	(肢) (知)	S59		○	○	○	訪問		166	86		46	17	23		8
								○				80					80	
	県	あおば	(肢) (知)	R2		○	○	○			132	24		21	3	0		
						○	○	○				108		32	20	56		
	金沢	(肢) (知)	H19	横浜水取沢		○	○	○	訪問		303	55		26	15	14		5
						○	○	○				248		75	30	143		
	三ツ境	(肢) (知)	S46			○	○	○			192	59		23	15	21		5
				S62	瀬谷西			○				133				133		5
小計											793	793	0	223	100	470	0	18
病弱	市	浦舟	S41			○	○		訪問			22	22		9	13		12
	県	横浜南	S52			○	○	○	訪問			95	95		53	33	9	11
小計											117	117	0	62	46	9	0	23
合計											3589	3589	29	1006	644	1853	57	60

※「訪問」・・・訪問教育。通学して学校教育を受けることが困難な児童生徒に対して、特別支援学校における教育の一形態として、家庭又は施設等に教員を派遣して行う教育である。

特別支援学校等関連年表（主なもの）

	国・本市等	県教委・他都市等	市教委
S8		県立盲啞学校開校 (私立中郡盲学校・同聾学校合併)	市立聾話学校開校 (S2 私立聾話学院 本市へ移管)
S22	教育基本法・学校教育法公布・施行		
S23	盲・聾学校の義務制施行	県立平塚盲学校・平塚聾学校開校	横浜市教委発足
S24	教育職員免許法制定（盲・聾・養護免許）	平塚市立中・横須賀市立中に特殊学級開設	市立聾学校に改称
S25			市立盲学校開校 (私立横浜盲人学校 本市へ移管) 保土ヶ谷小に特殊学級（促進学級）設置
S26		川崎市立聾学校開設	宮田中に特殊学級設置 全10区に小学校特殊学級を各1校設置
S28	教育上特別な取扱を要する児童の判別基準通知／特殊学級の増設方策について	横須賀市立ろう学校開設	
S29	盲・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行		特殊学級の計画的設置開始（小：区1校、中：市1校）
S31	公立養護学校整備特別措置法制定 本市政令指定都市に移行		市特殊教育研究会発足
S32	盲・聾学校学習指導要領制定（小・中学部）		
S33	横浜開港100周年	県立ゆうかり養護（肢体）開校	
S34	中教審答申～特殊教育の充実振興について 義務標準法施行		
S35	肢体不自由養護学校設置の5か年計画開始		
S36	知的障害特殊学級設置の5か年計画開始		
S37	学校教育法施行令改正（特殊教育諸学校に就学すべき者の障害程度）	藤沢市立白浜養護学校（知的）開設 川崎市立養護（知的）開設	
S38	養護学校学習指導要領制定（小・中学部）		
S39		横須賀市立養護（知的）開設	幸ヶ谷小に言語障害学級開設（現通級指導教室）
S40		県第三次総合計画：特殊教育施設拡充 (知的6校・肢体2校等)	
S41			二つ橋養護（病・虚）開校
S42			東小に難聴学級開設（現通級指導教室）
S43			市教委事務局 学校教育部 指導課 特殊教育係設置
S44	本市行政区再編（14区）	県在宅心身障害児家庭訪問指導制度開始	市在宅心身障害児家庭訪問指導制度開始
S46	国立特殊教育総合研究所設立 中教審答申～養護学校教育義務制の早期実施	県立瀬谷養護（知的）開校 県立三ツ境養護（肢体）開校	日野養護（知的）開校 神奈川小に弱視学級開設（現通級指導教室）
S47	養護学校整備7か年計画開始	川崎市立田島養護（知的）開校	平沼小に情緒・言語障害学級開設（現通級指導教室）
S48	養護学校教育の義務制開始時期の政令公布	県新総合計画：県立養護17校（知的11）整備 (~55年度)／高校百校新設 (~62年度)	
S49		県心身障害児就学指導委員会設置 県立中原養護（肢体）開校	上菅田養護（肢体）開校
S51		県立保土ヶ谷養護（知的）開校	
S52		県立高津養護（知的）開校 県立南養護（病弱）開校	指導第二課養護教育係設置
S53		神奈川県特殊教育百年記念式典開催 県立みどり養護（知的）開校	市心身障害児就学指導委員会設置
S54	養護学校教育義務制開始（通学・訪問教育） 学習指導要領改訂（障害共通として告示）		本郷養護（知的）開校 特別支援学校教員による医療的ケアの対応開始
S55		県立鶴見養護（知的）開校	

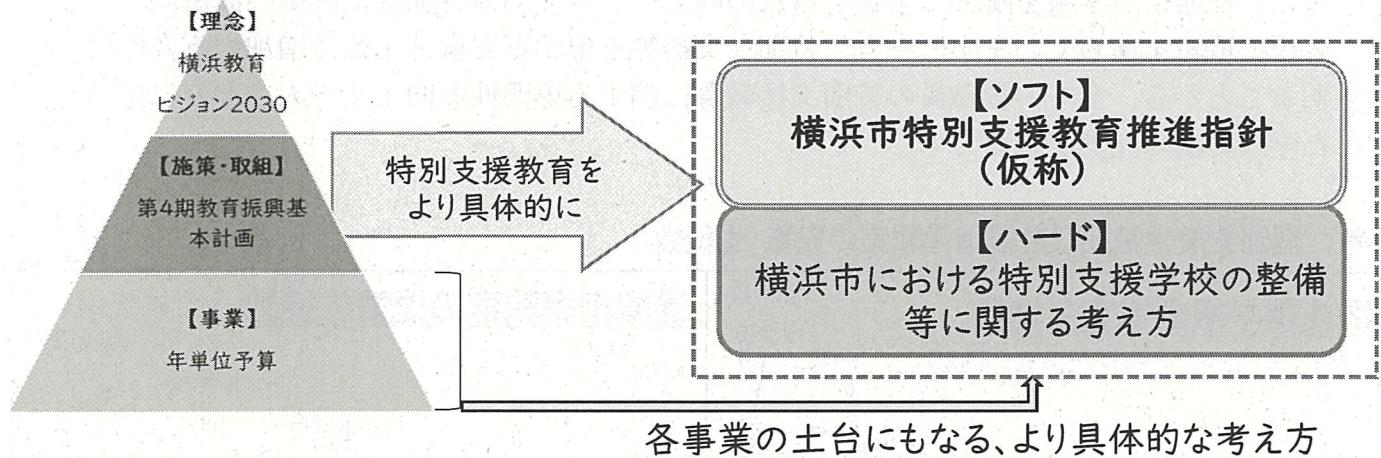
	国・本市等	県教委・他都市等	市教委
S56	国際障害者年		高等養護（知的）開校（現ひの中央高等） 市養護教育総合センター開所（企画課・相談指導）
S57			中村養護（肢体）開校
S59	横浜市障害児地域総合通園構想		新治養護（肢体）開校（現若葉台特支A部門）
S60			大綱養護（肢体）開校（現北綱島特支）
S61	本市行政区再編（16区）		東俣野養護（肢体）開校
H5	通級による指導制度化／障害者基本法施行		
H6	サラマンカ宣言（特別なニーズ教育に関する世界会議）／本市行政区再編（18区）		
H7	障害者プラン		北綱島養護（肢体）開校（大綱養護移転・改称） 障害児学校生活支援事業開始
H8			共進中に難聴・言語・情緒通級指導教室開設
H11	精神薄弱の用語整理改正法施行（知的障害）		
H13	21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）		
H14	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の全国調査（6.3%）		養護学校過大規模化検討会議設置（県市で検討） 特殊学級を「個別支援学級」に名称変更
H15	今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）		港南台ひの養護（知的）開校（日野養護移転・改称）
H16	障害者基本法改正（交流及び共同学習の推進）	県立養護分教室（保土ヶ谷・みどり）開設	障害児教育プラン策定／個別級設置校全校に校内委員会設置・保護者の意向をふまえた個別教育計画策定／特別支援教育コーディネーター養成開始
H17	発達障害者支援法施行		特別支援教育課・特別支援教育相談課設置
H18	障害者自立支援法施行	県立麻生養護開設（知・肢）	浦舟養護（病弱）開校（二ツ橋養護移転・改称） ノートイクボランティア事業開始
H19	学校教育法改正施行（特殊教育から特別支援教育）／文科省局長通知「特別支援教育の推進について」	県立教育施設再整備10か年（まなびや）計画／県立金沢養護（知・肢）開校	二ツ橋高等特支（知的）開校／北綱島特支（肢体） サルビア分教室開設／副学籍による交流及び共同学習の全校展開／特別支援教室の全校設置（～21年）
H21	横浜開港150周年		特別支援教育を推進するための基本指針策定
H23			肢体不自由校高等部の自校設置（上菅田分教室から中村・新治・北綱島・東俣野の各高等部へ）
H24	特別支援学校における喀痰吸引等の取扱い通知／通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒調査／障害者総合支援法施行		左近山中に言語・情緒通級指導教室開設（4中学校体制）／自閉症教育理解・啓発パンフレット作成・配布
H25	学校教育法施行令改正（就学手続の変更）	県立横浜ひなたやま支援（知的）開校	若葉台特支（肢体・知的高等部）開校
H26	障害者権利条約発効		特別支援教育支援員事業開始（旧学校生活支援事業）
H27			肢体不自由校再編整備計画公表
H28	障害者差別解消法施行	県立学校施設再整備（新まなびや）計画／インクルーシブ教育実践推進校開始	中村特支（肢体）港南分教室開設
H29			小中学校個別支援級全校設置 小中学校等医療的ケア支援事業開始
H30	学校教育法施行規則改正（高校通級制度化） 学校における医療的ケアの今後の対応通知	県立高校の通級指導開始	医療的ケア児・者等支援促進事業開始（4局）
R1			左近山特支（肢体）開校／北綱島特支分校化 八景小通級指導教室で協働型巡回指導開始
R2	特別支援学校教室不足解消集中取組期間開始 新しい時代の特別支援教育の在り方報告	県立あおば支援（知・肢）開校	人工呼吸器保護者付添い解消モデル事業開始 仏向小に情緒通級指導教室開設（16小学校体制）
R3	特別支援学校設置基準公布 医療的ケア児支援法施行	かながわ特別支援教育推進推進指針公表	
R4			北綱島特支本校化／高校の通級指導準備開始

横浜市特別支援教育推進指針（仮称）の検討の開始について

1 趣旨

- ・発達障害や医療的ケアを日常的に必要とするなど、特別な支援や配慮を要する児童・生徒は増加傾向にあり、その状態も重度化、多様化しています。
- ・令和3年には国の医療的ケア児支援法や特別支援学校設置基準の公布、令和4年には国連から日本のインクルーシブ教育への勧告も行われ、また、神奈川県においても「かながわ特別支援教育推進指針」が策定されました。
- ・本市においても特別支援学校の整備や配置など、主にハード面に特化した「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」を策定しています。こうした中で、特別な支援をする児童・生徒の増加や教育現場におけるICTの普及等を背景に、特別支援教育に関する内容の充実や全ての教職員の特別支援教育にかかる専門性の向上など、ソフト面の課題も浮き彫りになってきました。
- ・そこで、特別支援教育を取り巻く状況の大きな変化に対応していく観点から、本市の特別支援教育の目指す姿を学校現場の全ての教職員と共有し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた「豊かな学び」を提供できるよう、特別支援教育推進指針の検討を開始します。

【他計画との関係】



【参考】

平成28年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員対応要領の策定 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)を受け、策定。)
令和3年6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布
9月	特別支援学校設置基準の公布
令和4年3月	神奈川県が「かながわ特別支援教育推進指針」を策定
9月	日本のインクルーシブ教育に関する国連勧告
令和5年3月	横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方策定予定

2 特別支援教育の現状と課題

(1) 小・中・義務教育学校

ア 一般学級・通級指導教室における状況

- 一般学級に在籍し、難聴、言語障害、情緒障害等の通級指導を受ける児童・生徒数は、平成25年度(1,653人)から令和4年度(2,918人)の10年間で約1.8倍(+1,265人)に増加しています。
- 令和4年12月、国が公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果」において、小・中学校の一般学級に在籍する児童・生徒の8.8%に、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとの結果が示されています。
- 様々な障害や疾患、医療的ケアがあり、日常的に見守りや介助など、特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒が在籍しています。

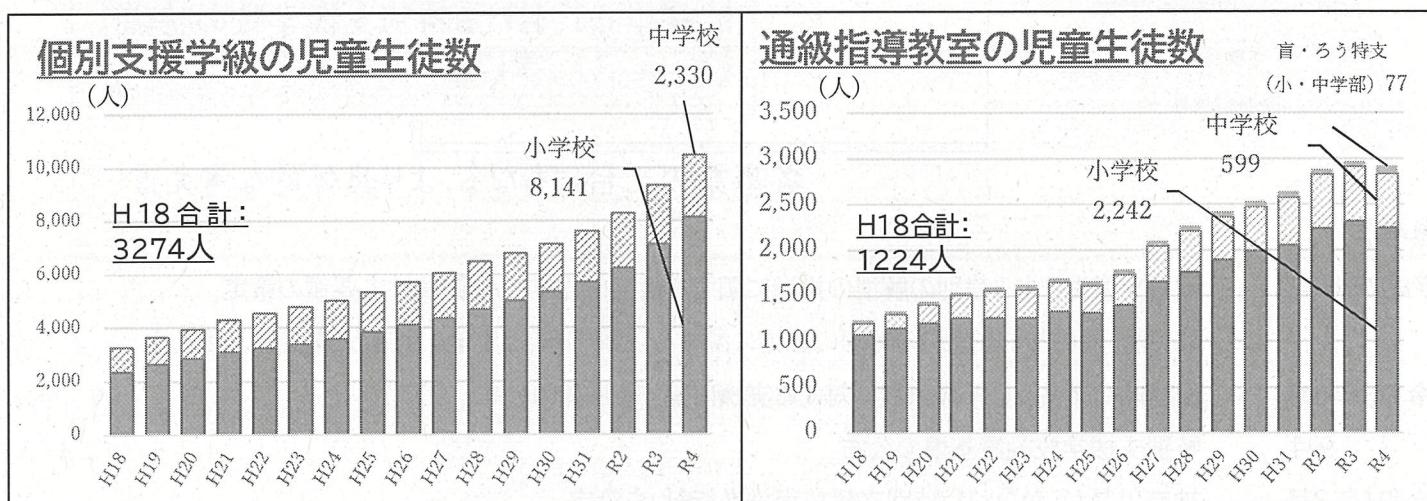
イ 個別支援学級の状況

- 平成29年度に小・中・義務教育学校において個別支援学級の全校設置が完了しました。
- 在籍する児童・生徒は、平成25年度(5,343人)から令和4年度(10,471人)の10年間で約1.9倍(+5,128人)に増加しています。

ウ 課題

- 校内で特別支援教育推進の中心的な役割を担う教員である特別支援教育コーディネーターを柱とした校内支援体制の確立、特別支援教育支援員(有償ボランティア)の配置、また、在籍する学級を離れて学習するためのスペースである特別支援教室の活用など、各校で取組を進めています。一方、特別な支援等を要する児童・生徒は増加する傾向にあることから、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上や一人ひとりに応じた学びの場の充実が必要です。

(参考) 個別支援学級及び通級指導教室の児童・生徒数



(出展) 教育委員会事務局調べ

(2) 特別支援学校

ア 特別支援学校における状況

- ・市立特別支援学校に在籍する児童・生徒数は、平成18年度から令和4年度までに168人（学校数は2校）増加しています。
- ・障害種別の増加内訳としては、肢体不自由特別支援学校の児童・生徒が63人増加し、令和4年度は479人に、知的障害特別支援学校の児童・生徒数は172人増加し、814人となっています。一方、聴覚障害特別支援学校、病弱特別支援学校は横ばい、視覚障害特別支援学校は減少傾向にあるなど、障害種によって差が生じています。

イ 課題

- ・障害の重度化・重複化・多様化という状況も踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズを一層丁寧に把握し、それぞれに応じた適切な指導・支援を充実させていくことが必要です。
- ・人工呼吸器を使用しているなど、高度な医療的ケアが必要な児童・生徒に対しては、これまででも保護者付添いの解消や通学支援等の取組を進めています。これらを引き続き推進するとともに、適切な医療的ケアをより一層安定的に実施し、安心安全な学校での学びを提供していく必要があります。
- ・小・中学校等の教員や障害のある児童・生徒等に必要な助言や指導・支援、情報提供等を行う「センター的機能」が発揮できるよう、特別支援学校の専門性を更に強化することが求められています。

3 「横浜市特別支援教育推進指針（仮称）」の検討の視点

特別支援教育の推進に向け、次の視点で検討していきます。

視点① 教育内容の充実

- ・多様な教育的ニーズに応じた教育課程改善や授業づくり、ICT等を効果的に活用することで、子ども一人ひとりの可能性を最大限に引き出す、「個別最適な学び」を提供していく必要があります。

視点② 学びの場（教育環境）の整備・充実

- ・連続性のある「多様な学びの場」を用意し、それぞれの学びの場で特別な配慮や支援が必要な子どもが、安心して学ぶことができる環境整備や校内支援体制の充実が必要です。

視点③ 教員の専門性の向上・研修の充実

- ・全ての教員の特別支援教育に関する専門性を向上し、学級種や校種を超えた人事交流などの推進や、小中学校等と特別支援学校が相互に特別支援教育に係る専門性を向上させる取組を充実させることが必要です。

視点④ 開かれた特別支援教育・関係機関との連携強化

- ・小中学校や特別支援学校における交流及び共同学習等を推進し、子どもたちの学び合いを通じた共生社会の形成を目指します。また、学校と関係機関との連携による切れ目のない支援が必要です。

4 今後の予定

学校と教育委員会が特別支援教育の目指す姿を共有し、その姿を確実に浸透させていくため、特別支援教育の知識・経験が豊富な教職員や外部有識者、専門家の方々から御意見をいただき、学校現場とも丁寧に議論を進め、令和5年度中の策定を目指します。

教委第77号議案

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正について

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程を次のように定める。

令和5年3月24日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

本市の市長部局において、横浜市情報セキュリティ管理規程の全部改正が行われることに伴い、本市で統一した情報セキュリティ対策を進めることができることから、教育委員会においても横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部を改正したいので提案する。

横浜市教育委員会達第1号

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程を次のように定める。

令和5年月日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年8月横浜市教育委員会達第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに関し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して機密性、完全性及び可用性の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課等 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第1条に規定する課及び室、横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）別表に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校、横浜市立図書館規則（平成6年1月横浜市教育委員会規則第1号）第36条に規定する課並びに横浜市立図書館条例（昭和39年3月横浜市条例第49号）第1条に規定する市立図書館（横浜市中央図書館及び横浜市山内図書館を除く。）をいう。
- (2) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (3) 行政文書 横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号）第2条第1項及び横浜市立学校行政文書管理規則（平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (4) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (5) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (6) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。

- (7) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (9) 情報資産 課等が保有し、又は外部委託する情報システム、システム関連文書、情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (10) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (11) 完全性 情報が破壊され、改ざんされ又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (12) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (13) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (14) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。
- (15) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。
- (16) 横浜市教育委員会情報セキュリティポリシー 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市教育委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。
- (17) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。

（基本理念）

第3条 教育委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理するものとする。

（対象とする脅威）

第4条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因によ

る情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等

- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害による情報資産の損壊及び滅失並びにサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

(職員の責務)

第5条 職員は、第3条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律
- (4) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (6) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）
- (7) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

(組織体制)

第6条 第4条の脅威から情報資産を保護するため、教育委員会に情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ運用責任者、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置き、情報セキュリティ対策を推進する。

2 情報セキュリティ総括責任者は、教育長をもって充て、情報セキュリティ運用責任者及び情報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行い、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責

任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、教育委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

- 3 情報セキュリティ運用責任者は、総務課長をもって充て、情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、課等の職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。
- 4 情報セキュリティ担当者は、課等の長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、課等内の情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する課等の職員に対して指導及び監督を行う。
- 5 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課等の長又は担当課長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する課等の情報セキュリティ担当者と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第7条 情報セキュリティ総括責任者は、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理
- (2) 情報システム全体の強靭性向上
- (3) 物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策
- (4) 横浜市教育委員会情報セキュリティポリシーの運用
- (5) 情報セキュリティ事故発生時の対応
- (6) 業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第8条 情報セキュリティ担当者は、前条の情報セキュリティ対策の実施状況を年1回及び必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。

- 2 情報セキュリティ総括責任者は、課等の情報セキュリティ対策の実施状況を必要に応じ監査及び自己点検し、問題がある場合には、是正を命じることができる。
- 3 前2項に規定する監査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。

(横浜市教育委員会情報セキュリティポリシーの見直し)

第9条 情報セキュリティ総括責任者は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市教育委員会情報セキュリティポリシーを年1回及び必要に応じ見直さなければならない。

(例外措置)

第10条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができる。

- 2 情報セキュリティ担当者は、事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが避けられないときは、前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ総括責任者の許可を得ずに、例外措置をとることができる。
- 3 前項の規定により例外措置をとった場合、当該情報セキュリティ担当者は、速やかに情報セキュリティ総括責任者にその旨を報告しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、情報セキュリティ総括責任者が定める。

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正について

1 趣旨

本市の市長部局の情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえ策定している、「横浜市情報セキュリティ管理規程（以下「管理規程」といいます。）」に基づき実施しており、教育委員会の「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」もこの管理規程に準じて策定しています。

このたび、市長部局において管理規程の全部改正が行われることに伴い、本市で統一した情報セキュリティ対策を進めることができることから、教育委員会においても「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」の全部を改正します。

2 改正概要

(1) 構成の整理

管理規程の構成に倣い、条項の追加、削除及び移動により規程の構成を整理します。

(2) 対策事項の明確化

横浜市行政情報ネットワークの再整備に伴い、クラウドサービス等の外部サービスの利用の増加が見込まれることから、情報資産の定義に情報システム利用時の認証に関する情報を追加し、当該情報を適切に取り扱う必要性を明確にします。

(3) その他の改正

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和5年4月1日（土）

横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程（平成17年教育委員会達第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程 (目的及び基本理念) 第1条 この規程は、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに關し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して <u>次に掲げる状態</u> の維持を図ること及び当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。 (1) 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること（以下「機密性」という。） (2) 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること（以下「完全性」という。） (3) 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること（以下「可用性」という。）。 2 教育委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理することを基本理念とする。	横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程 (目的) 第1条 この規程は、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する情報資産の取扱いに關し措置すべき事項を定めることにより、当該情報資産に対して <u>機密性、完全性及び可用性</u> の維持を図ること並びに当該情報資産の適正な運用による行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。 <削除> <削除> <削除> <削除>
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課等 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第1条に規定する課及び室、横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）別表に規定する <u>市立学校並びに横浜市立図書館条例</u> （昭和39年3月横浜市条例第49号）第1条に規定する市立図書館（横浜市山内図書館を除く。）をいう。	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 課等 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第1条に規定する課及び室、横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）別表に規定する <u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校、横浜市立図書館規則</u> （平成6年1月横浜市教育委員会規則第1号）第36条に規定する課並びに横浜市立図書館条例（昭和39年3月横浜市条例第49号）第1条に規定する市立図書館（横浜市中央図書館及び横浜市山内図書館を

- (2) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (2)の2 行政文書 横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号）第2条第1項及び横浜市立学校行政文書管理規則（平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (2)の3 システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (3) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (4) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (4)の2 個人情報 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (4)の3 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報資産 情報システム、システム関連文書、データ（当該データとなる情報を記した行政文書及び当該データを印刷した行政文書を含む。）、記録媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。

<新設>

<新設>

<新設>

- (6) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全

除く。）をいう。

- (2) 情報システム ある目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等により構築する電子計算機処理の環境をいう。
- (3) 行政文書 横浜市教育委員会行政文書管理規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第8号）第2条第1項及び横浜市立学校行政文書管理規則（平成12年6月横浜市教育委員会規則第12号）第2条第1項に規定する行政文書をいう。
- (4) システム関連文書 情報システムの開発及び運用に用いる行政文書をいう。
- (5) データ 情報システムで扱う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。
- (6) 記録媒体 データを記録した磁気ディスク、磁気テープその他の媒体をいう。
- (7) 個人情報 **個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項**に規定する個人情報をいう。
- (8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (9) 情報資産 **課等が保有し、又は外部委託する**情報システム、システム関連文書、**情報システム利用時の認証に関する情報、データ及び記録**媒体並びに個人情報及び特定個人情報を含む行政文書をいう。
- (10) 機密性 **情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。**
- (11) 完全性 **情報が破壊され、改ざんされ又は消去されていない状態を確保することをいう。**
- (12) 可用性 **情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。**
- (13) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完

	<p>性及び可用性を維持することをいう。</p> <p>(7) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(8) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等をいう。</p> <p><新設></p> <p>(対象とする脅威)</p> <p><u>第3条</u> 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、<u>特定個人情報の情報連携に活用される地方公共団体情報システム機構が運営する総合行政ネットワーク(LGWAN)環境のセキュリティ確保に資することも踏まえた</u>、情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等</p> <p>(2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等</p> <p>(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等</p>	<p>全性及び可用性を維持することをいう。</p> <p>(14) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティの実現を目的として実施する対策をいう。</p> <p>(15) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員のうち、情報資産を使用する職員をいう。</p> <p>(16) 横浜市教育委員会情報セキュリティポリシー 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理要綱及び横浜市教育委員会情報セキュリティ対策共通実施手順からなる、情報セキュリティに関する規程類の総称をいう。</p> <p>(17) 情報セキュリティ事故 情報資産の盗難、漏えい、改ざん、破壊等の機密性、完全性及び可用性が脅かされる事象をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p><u>第3条</u> 教育委員会は、保有する情報資産が、市民の安全と福祉の向上に資することを目的として市民から管理を負託されたものであることを基本認識とし、この市民の信頼に応えられるよう全力を挙げて適正に保護及び管理するものとする。</p> <p>(対象とする脅威)</p> <p><u>第4条</u> 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定した、情報セキュリティ対策を実施する。</p> <p>(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃及びサービス不能攻撃等のサイバー攻撃並びに部外者の侵入、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取等</p> <p>(2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等</p> <p>(3) 地震、落雷、火災等の災害による<u>情報資産の損壊及び滅失</u>並びにサービス及び業務の停止等</p>
--	--	---

<p>(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足 に伴うシステム運用の機能不全等</p> <p>(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等</p>	<p>(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足 に伴うシステム運用の機能不全等</p> <p>(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等</p>
<p><u>(職員)</u></p> <p><u>第4条 この規程は、教育委員会が保有し、又は外 部委託する情報資産を使用する職員（地方公務員 法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般 職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用 する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(職員の責務)</u></p> <p><u>第5条 職員は、第1条第2項に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。</u></p> <p>2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</p> <p>(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</p> <p>(4) 横浜市個人情報の保護に関する条例</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>(6) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）</p> <p>(7) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）</p>	<p><u>(職員の責務)</u></p> <p><u>第5条 職員は、第3条に定める基本理念及び情報セキュリティの重要性について認識し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。</u></p> <p>2 職員は、情報資産の取扱いに当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）</p> <p>(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律</p> <p>(4) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）</p> <p>(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>(6) 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年9月横浜市条例第52号）</p> <p>(7) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）</p>
<p><u>(情報セキュリティ総括責任者等の設置)</u></p> <p><u>第6条 この規程の目的を達成するため、教育委員会に情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ運用責任者、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置く。</u></p>	<p><u>(組織体制)</u></p> <p><u>第6条 第4条の脅威から情報資産を保護するため、教育委員会に情報セキュリティ総括責任者、情報セキュリティ運用責任者、情報セキュリティ担当者及び情報資産管理者を置き、情報セキュリティ対策を推進する。</u></p>
<p><u>(情報セキュリティ総括責任者の責務)</u></p> <p><u>第7条 情報セキュリティ総括責任者は、教育長をもって充て、情報セキュリティ運用責任者及び情</u></p>	<p><削除></p> <p><u>2 情報セキュリティ総括責任者は、教育長をもって充て、情報セキュリティ運用責任者及び情</u></p>

報セキュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行う。

2 情報セキュリティ総括責任者は、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、教育委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

(情報セキュリティ運用責任者の責務)

第8条 情報セキュリティ運用責任者は、総務課長をもって充て、情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

(情報セキュリティ担当者の責務)

第9条 情報セキュリティ担当者は、課等の長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、課等内の情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する課等の職員に対して指導及び監督を行う。

(情報資産管理者の責務)

第10条 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課等の長又は担当課長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する課等の情報セキュリティ担当者と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報資産の分類及び対策の策定)

第11条 情報セキュリティ総括責任者は、情報資産を分類し、適切な情報セキュリティの水準を維持するために、当該分類に応じ、次に掲げる対策を定めるとともに、情報資産そのものを取り扱う場

キュリティ担当者を総括し、これらの者に対し情報セキュリティに関する事項について指示及び指導を行い、横浜市最高情報統括責任者等設置規則（平成27年3月横浜市規則第36号）第5条に規定する最高情報セキュリティ責任者が設置する横浜市情報セキュリティ委員会において決定した事項について、教育委員会の情報セキュリティ対策を決定する。

<第2項に統合>

<削除>

3 情報セキュリティ運用責任者は、総務課長をもって充て、情報セキュリティ総括責任者を補佐するとともに、課等の職員への情報セキュリティ対策の実施の徹底を図るため、情報セキュリティ担当者に対し情報セキュリティ対策に係る指示及び指導を行う。

<削除>

4 情報セキュリティ担当者は、課等の長をもって充て、取り扱う情報資産の情報資産管理者と密に連携して、課等内の情報セキュリティ対策を実施するとともに、情報資産を利用する課等の職員に対して指導及び監督を行う。

<削除>

5 情報資産管理者は、別に定める情報資産の分類に応じた情報資産を主管する課等の長又は担当課長をもって充て、当該情報資産を利用する職員が所属する課等の情報セキュリティ担当者と密に連携して、当該情報資産の適正な維持管理を実施するとともに、当該情報資産を利用する職員に対して指導及び監督を行う。

(情報セキュリティ対策)

第7条 情報セキュリティ総括責任者は、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

<p><u>面や職員を必要最小限とするなど、必要に応じ取扱制限を行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>情報システムを設置した場所への不正な立入り又は情報資産の持出し若しくは破壊等の物理的な侵害から情報資産を保護するための物理的な情報セキュリティ対策</u></p> <p>(2) <u>情報セキュリティ対策の実施体制の整備及び周知徹底をはじめとした情報資産を取り扱う職員に対する教育等の人的な情報セキュリティ対策</u></p> <p>(3) <u>情報資産に対する不正アクセスの防止、コンピュータウイルス対策等の技術的な情報セキュリティ対策</u></p> <p>(4) <u>インターネットの利用に伴うリスクに対する接続点の限定等の技術的な情報セキュリティ対策</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>(1) <u>情報資産の機密性、完全性及び可用性に応じた分類並びに当該分類に基づく管理</u></p> <p>(2) <u>情報システム全体の強靭性向上</u></p> <p>(3) <u>物理的・人的・技術的における情報セキュリティ対策</u></p> <p>(4) <u>横浜市教育委員会情報セキュリティポリシーの運用</u></p> <p>(5) <u>情報セキュリティ事故発生時の対応</u></p> <p>(6) <u>業務委託及び外部サービス利用時における情報セキュリティの確保</u></p>
<p>(情報セキュリティ対策の見直し)</p> <p>第12条 情報セキュリティ総括責任者は、<u>前条の情報セキュリティ対策</u>を年1回及び必要に応じ見直しを行い、常に適切な情報セキュリティの水準を維持しなければならない。</p>	<p><第9条に移動></p>
<p>(情報セキュリティ検査)</p> <p>第13条 情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ対策の実施状況を年1回及び必要に応じ<u>検査</u>し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。</p> <p>2 情報セキュリティ総括責任者は、<u>必要に応じ</u>課等の情報セキュリティ対策の実施状況について<u>検査</u>を行い、問題がある場合には、是正を命じることができる。</p>	<p>(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)</p> <p>第8条 情報セキュリティ担当者は、<u>前条の情報セキュリティ対策</u>の実施状況を年1回及び必要に応じ<u>監査及び自己点検</u>し、問題がある場合には、速やかに是正しなければならない。</p> <p>2 情報セキュリティ総括責任者は、課等の情報セキュリティ対策の実施状況を<u>必要に応じ監査及び自己点検</u>し、問題がある場合には、是正を命じることができる。</p>

<p>3 情報セキュリティ対策の実施状況に係る検査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。</p>	<p>3 前2項に規定する監査は、客観性を確保するために、外部の専門的知識・見識を有する者の協力を得て実施することができる。</p>
<p><第12条から移動></p>	<p>(横浜市教育委員会情報セキュリティポリシーの見直し)</p> <p>第9条 情報セキュリティ総括責任者は、<u>情報セキュリティ監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、横浜市教育委員会情報セキュリティポリシー</u>を年1回及び必要に応じ見直さなければならない。</p>
<p>(情報セキュリティ事故対策)</p> <p>第14条 情報セキュリティ総括責任者は、<u>情報セキュリティ事故が発生した場合に備え、教育委員会の事業及び事務の継続が困難となることのないよう、緊急対応手順、緊急連絡体制、応急措置等を定めた情報セキュリティ事故対策を策定しなければならない。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(例外措置)</p> <p>第14条の2 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、<u>行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をとることができ</u>る。</p>	<p>(例外措置)</p> <p>第10条 情報セキュリティ担当者は、この規程を遵守することが困難な状況で、事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合には、<u>情報セキュリティ総括責任者の許可を得て、例外措置をと</u>ることができる。</p>
<p>2 情報セキュリティ担当者は、<u>行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが不可避のときは、事後速やかに情報セキュリティ総括責任者に報告しなければならない。</u></p>	<p>2 情報セキュリティ担当者は、事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、前項に定める例外措置をとることが避けられないときは、<u>前項の規定にかかわらず、情報セキュリティ総括責任者の許可を得ずに、例外措置をと</u>ることができる。</p>
<p><新設></p>	<p>3 前項の規定により例外措置をとった場合、当該情報セキュリティ担当者は、速やかに情報セキュリティ総括責任者にその旨を報告しなければならない。</p>
<p>(委任)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、この規程に関し必要な事項は、情報セキュリティ総括責任者が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、情報セキュリティ総括責任者が定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則 (令和5年3月教委達第 号)</p>

(施行期日)

- 1 この達は、平成17年9月1日から施行する。
(横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程の廃止)
- 2 横浜市教育委員会電子計算機処理に係るシステム及びデータ保護管理規程（平成12年6月教委達第5号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月教委達第3号）

(施行期日)

- 1 この達は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この達の施行の際現に決裁処理の過程にある事案については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月教委達第2号）

この達は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月教委達第1号）

この達は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月教委達第3号）

この達は、公布の日から施行する。

この達は、令和5年4月1日から施行する。

教委第 78 号議案

博物館法施行細則の全部改正について

博物館法施行細則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 24 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）の一部改正に伴い、博物館法施行細則の全部を改正したいので提案する。

博物館法施行細則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

博物館法施行細則

博物館法施行細則（平成27年3月横浜市教育委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の施行については、博物館法施行令（昭和27年政令第47号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（博物館登録原簿の様式）

第2条 法第14条第1項の規定により、横浜市教育委員会に備える博物館登録原簿は、博物館登録原簿（第1号様式）とする。

（登録申請書の様式等）

第3条 法第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書（第2号様式）とする。

2 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針及び当該方針の公表方法を示した書類

(2) 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類

(3) 博物館資料目録（第3号様式）

(4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類

(5) 職員への研修の実施計画又は実績（国や地方公共団体等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）を示す書類

(6) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

3 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 職員名簿（第4号様式）

(2) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類

(3) 学芸員の資格を証する書類の写し

(4) 博物館運営を行う組織の態様を示す書類

4 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第5

号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 博物館の事業の用に供する建物及び土地の概要（第5号様式）
 - (2) 博物館の事業の用に供する建物の配置図、平面図、立面図等
 - (3) 博物館の事業の用に供する土地の公図、周辺図等
 - (4) 博物館の事業の用に供する建物及び土地の保有形態を示す書類（博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合には、借用条件等を証明する書類の写し）
 - (5) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備等を有していることを示す書類
 - (6) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていることを示す書類
 - (7) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていることを示す書類
- 5 第1項に規定する博物館登録申請書には、前3項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（登録の審査方法）

第4条 教育長は、法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては提出された書類の確認及び博物館に關し学識経験を有する者からの意見の聴取のほか、必要に応じて当該博物館の実地調査を行うものとする。

（登録事項等の変更届出）

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届出書（第6号様式）により変更があった日から1箇月以内に行わなければならない。

（廃止の届出）

第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書（第7号様式）により廃止した日から10日以内に行わなければならない。

（博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等）

第7条 省令第23条第2項第2号に定める書類のうち省令第24条第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合していることを証するものは、第3条第2項から第4項までに掲げる書類に準ずるものとする。

- 2 省令第23条第1項の指定申請書には、前2項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（指定要件欠如の報告）

第8条 省令第25条の規定による報告は、博物館相当施設指定要件

欠如報告書（第8号様式）により省令第24条第1項に規定する要件を欠くに至った日から10日以内に行わなければならない。

（市報による公告）

第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を横浜市報で公告するものとする。

- (1) 法第11条の規定により博物館として登録したとき。
- (2) 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。
- (3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。
- (4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。
- (5) 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定したとき。
- (6) 法第31条第2項の規定により指定を取り消したとき。

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号番号	第号				
設置者の名称及び住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

(A 4)

第2号様式（第3条第1項）

博物館登録申請書

年月日

横浜市教育委員会教育長

住所

名称

電話

次の博物館を設置したいので、博物館法第12条の規定により登録を申請します。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	

(A 4)

第3号様式(第3条第2項、第7条第1項)

博物館資料目録

資料種別 分類	博物館資料目録												
	实物	標本	複写	模写	模型	型造	複製	図文	書献	図表	写真	その他	備考
種類名	種類名	種類名	種類名	種類名	種類名	種類名	種類名	種類名	種類名	種類名	枚	枚	

- (注意)
- 種類名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
 - 資料目録の詳細な内訳は、別に添付してください。

(A 4)

第4号様式（第3条第3項、第7条第1項）

職 員 名 簿

職名	氏名	経験年数	担当事務	備考
館長				

(注意) 1 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

2 備考の欄は、本務又は兼務の別を記入してください。

(A 4)

第5号様式（第3条第4項、第7条第1項）

博物館の事業の用に供する建物及び土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構 造

(3) 階 層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

(4) 保有形態

2 土地

所在及び地番	面積	保有形態
	m^2	

(A 4)

第6号様式(第5条)

博物館登録事項変更届出書

年月日

横浜市教育委員会教育長

住所

名称

電話

次の博物館に係る登録事項に変更があったので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名称		
	住所		
博物館	名称		
	所在地		
登録年月日	年	月	日
登録記号番号			
変更年月日	年	月	日
変更の理由			
変更事項の種別			
変更事項の内容	旧		
	新		

(A4)

第7号様式（第6条）

博物館廃止届出書

年　月　日

横浜市教育委員会教育長

住 所

名 称

電 話

次の博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

設置者	名 称
	住 所
博物館	名 称
	所在地
登録年月日	年　月　日
登録記号番号	
廃止年月日	年　月　日
廃止の理由	
廃止後の処置	

(A 4)

第8号様式(第8条)

博物館相当施設指定要件欠如報告書

年　月　日

横浜市教育委員会教育長

住　所

氏名又は名称

電　　話

次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至ったので、博物館法施行規則第25条の規定により報告します。

設置者の氏名又は名称		
博物館に 相当する施設	名　称	
	所在地	
指 定 年 月 日		年　月　日
指 定 要 件 を 欠 く に 至 つ た 年 月 日		年　月　日
欠くに至った指定要件		
指 定 要 件 を 欠 く に 至 つ た 理 由		

(A 4)

博物館法施行細則の全部改正について

1. 趣旨

博物館法（以下「法」という）の一部を改正する法律及び博物館法施行規則（以下「省令」という）改正が令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館法施行細則（横浜市教育委員会規則。以下「規則」という）の全部改正を行うため、教育委員会に議案を提出します。

2. 法・省令改正の概要

博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、主に以下のような制度の改正が行われました。

(1) 設置主体について

これまで、地方公共団体や一般社団法人、一般財団法人等に限定されていた設置主体に関する制限がなくなりました。

(2) 審査の方法について

博物館施設の面積、必要な設備の有無や資料の質・量など、外形的な基準に基づく審査から、館の活動内容の質等についての実質的な基準に基づく審査へ改められました。

(3) 登録後の運用について

登録博物館について、都道府県または政令指定都市の教育委員会に対する定期的な報告が義務付けられました。

(4) 博物館に相当する施設について

登録博物館に準じて実質的な基準に基づく審査により指定することとされました。

3. 規則改正の主な内容

(1) 申請書の添付様式（第3条、第7条）

登録博物館及び博物館に相当する施設の要件変更に伴い、申請に必要な添付資料を整理

(2) 登録の審査方法（第4条）

登録の審査にあたって学識経験者からの意見聴取が必須となったことに伴い、規定を整理

4. 規則改正に係るスケジュール

3月1日～3月15日 市民意見公募実施 ※意見の提出はありませんでした。

3月17日 教育委員会連絡会

3月24日 教育委員会臨時会（本日）

3月31日 規則改正の公布（市報搭載）、意見公募の結果公表

5. その他

定期報告及び公表に関する規定の改正に関する議案提出は、令和5年度に改めて行います。

新旧対照表（案）

博物館法施行細則

旧	新
(省略) (博物館登録原簿の様式)	(省略) (博物館登録原簿の様式)
第2条 法第10条の規定により、横浜市教育委員会に備える博物館登録原簿は、博物館登録原簿(第1号様式)とする。 (登録申請書の様式等)	第2条 法第14条第1項の規定により、横浜市教育委員会に備える博物館登録原簿は、博物館登録原簿(第1号様式)とする。 (登録申請書の様式等)
第3条 法第11条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書(第2号様式)とする。	第3条 法第12条第1項の登録申請書は、博物館登録申請書(第2号様式)とする。
2 法第11条第2項各号に掲げる直接博物館の用に供する建物及び土地の図面は、配置図、平面図、立面図及び当該博物館の周辺図とする。	2 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針及び当該方針の公表方法を示した書類 (2) 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類 (3) 博物館資料目録(第3号様式) (4) 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類 (5) 職員への研修の実施計画又は実績(国や地方公共団体等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。)を示す書類 (6) 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
3 法第11条第2項各号に掲げる館長及び学芸員の氏名を記載した書面には、館長の経験年数、学芸員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。	3 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 職員名簿(第4号様式) (2) 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 (3) 学芸員の資格を証する書類の写し (4) 博物館運営を行う組織の態様を示す書類
4 法第11条第2項各号に掲げる書類のうち次の各号に掲げる書類については、それぞれ当該各号に定める様式により作成しなければならない。 (1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面 博物館建物・土地面積表(第3号様式) (2) 博物館資料の目録 博物館資料目録(第4号様式) (3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書面 職員名簿(第5号様式)	4 法第12条第2項第2号に定める書類のうち法第13条第1項第5号に掲げる基準に適合していることを証するものは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 博物館の事業の用に供する建物及び土地の概要(第5号様式) (2) 博物館の事業の用に供する建物の配置図、平面図、立面図等 (3) 博物館の事業の用に供する土地の公図、周辺図等 (4) 博物館の事業の用に供する建物及び土地の保有形態を示す書類(博物館の事業に用いる建物)

旧	新
(新規)	<u>及び土地を借用している場合には、借用条件等を証明する書類の写し)</u>
(新規)	(5) <u>防災及び防犯のために必要な施設及び設備等を有していることを示す書類</u>
(新規)	(6) <u>博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていることを示す書類</u>
(新規)	(7) <u>高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていることを示す書類</u>
(登録要件の審査方法)	5 第1項に規定する博物館登録申請書には、前3項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。
第4条 教育長は、法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取等を行うものとする。	(登録の審査方法)
(登録事項等の変更届出)	第4条 教育長は、法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては提出された書類の確認及び博物館に関し学識経験を有する者からの意見の聴取のほか、必要に応じて当該博物館の実地調査を行うものとする。
(廃止の届出)	(登録事項等の変更届出)
第6条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書（第7号様式）により廃止した日から10日以内に行わなければならない。	第5条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届出書（第6号様式）により変更があった日から1箇月以内に行わなければならない。
(博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)	(廃止の届出)
第7条 省令第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設の周辺図とする。	第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書（第7号様式）により廃止した日から10日以内に行わなければならない。
2 省令第19条第4号に掲げる書類には、当該施設の長の経験年数、学芸員に相当する職員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。	(削除)
3 省令第19条第1号に掲げる目録、同条第2号に掲げる書面及び同条第4号に掲げる書類は、それぞれ第3条第4項各号に掲げる様式に準じて作成しなければならない。	(削除)
4 省令第19条の博物館相当施設指定申請書には、同条各号に掲げる書類等のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。	(博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)
(1) 当該施設の利用に関する事項等を定めた	第7条 省令第23条第2項第2号に定める書類のうち省令第24条第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合していることを証するものは、第3条第2項から第4項までに掲げる書類に準ずるものとする。
	(削除)

旧	新
<p>書類の写し</p> <p>(2) 学芸員に相当する職員にあっては、その専門的職員としての経験を証明するに足りる書類 (新規)</p> <p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第8条 省令<u>第21条</u>の規定による報告は、博物館相当施設指定要件欠如報告書(第8号様式)により省令第20条第1項に規定する要件を欠くに至った日から10日以内に行わなければならない。</p> <p>(市報による公告)</p> <p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を横浜市報で公告するものとする。</p> <p>(1) 法<u>第10条</u>の規定により博物館として登録したとき。</p> <p>(2) 法<u>第13条</u>第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</p> <p>(3) 法<u>第14条</u>第1項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) 法<u>第15条</u>第2項の規定により登録を抹消したとき。</p> <p>(5) 法<u>第29条</u>第1項の規定により博物館相当施設として指定したとき。</p> <p>(6) 省令<u>第24条</u>の規定により指定を取り消したとき。</p> <p>(省略)</p>	<p>2 省令第23条第1項の指定申請書には、前2項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第8条 省令<u>第25条</u>の規定による報告は、博物館相当施設指定要件欠如報告書(第8号様式)により省令第24条第1項に規定する要件を欠くに至った日から10日以内に行わなければならない。</p> <p>(市報による公告)</p> <p>第9条 教育長は、次のいずれかに該当するときは、その都度その旨を横浜市報で公告するものとする。</p> <p>(1) 法<u>第11条</u>の規定により博物館として登録したとき。</p> <p>(2) 法<u>第15条</u>第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</p> <p>(3) 法<u>第19条</u>第1項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) 法<u>第20条</u>第2項の規定により登録を抹消したとき。</p> <p>(5) 法<u>第31条</u>第1項の規定により博物館に相当する施設として指定したとき。</p> <p>(6) 法<u>第31条</u>第2項の規定により指定を取り消したとき。</p> <p>(省略)</p>

印

第2号様式

第2号様式(第3条第1項)

博物館登録申請書

年月日

横浜市教育委員会教育長

住所

名称

電話

(注意) 次の博物館を設置したいので、博物館法第11条の規定により登録を申請します。

設置者	名称	住所
博物館	名称	所在地

(注意) 1 設置者の住所の欄には、設置者が一般社団法人若しくは一般財團法人又は宗教法人の場合のみ記入してください。2 申譲に際しては、次の書類を添付してください。

- (A 4)
- (1) 設置条例の写ししく私立博物館にあつては、法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し
 - (2) 管理の写し
 - (3) 博物館建物・土地面積表(第3号様式)並びに直轄博物館の用に供する建物及び土地の配図、平面図、立面図及び当該博物館の周辺図
 - (4) 当該年度における収支計画書及び予算の提出の見積り(私立博物館にあつては、収支の見積り)に関する書類
 - (5) 博物館資料目録(第4号様式)
 - (6) 職員名簿(第5号様式)
 - (7) 学芸員及び学芸員補の資格を証明するに足りる書類
 - (8) 開設年月日、年間開館日数及び休館日について記載した書面
- (A 4)

新

第2号様式

第2号様式(第3条第1項)

博物館登録申請書

年月日

横浜市教育委員会教育長

住所

名称

電話

次の博物館を設置したいので、博物館法第12条の規定により登録を申請します。

設置者	名称	住所
博物館	名称	所在地

(A 4)

日

第3号様式

第3号様式(第3条第4項第1号、第7条第3項)

博物館建物・土地面積表

1 建物面積

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

2 土地面積 m^2

所 在 及 び 地 番	面 積
	m^2

(A 4)

新

第5号様式

第5号様式(第3条第4項第1号、第7条第1項)

博物館の事業の用に供する建物及び土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

(4) 保有形態

所 在 及 び 地 番	面 積
	m^2

(A 4)

日

第4号様式

第4号様式(第3条第4項第2号、第7条第3項)

資料目録		資料館		資料室		写真部		図書部		音楽部		映画部		その他の部	
資料種別	分類	実物	原本	複数	原本	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
図書	本	絵本	学年別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
文庫	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
雑誌	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
書籍	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
音楽	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
映画	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
その他の	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
音楽	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
映画	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
その他の	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数

(注記) 1 標題名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
2 資料目録の詳細な内容は、別に添付してください。

(A.4)

新

第3号様式

第3号様式(第3条第3項第2項、第7条第3項)

資料目録		資料館		資料室		写真部		図書部		音楽部		映画部		その他の部	
資料種別	分類	実物	原本	複数	原本	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
図書	本	学年別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
文庫	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
雑誌	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
書籍	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
音楽	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
映画	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数
その他の	本	年齢別	年齢別	年齢別	年齢別	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数	原画	複数

(注記) 1 標題名の欄は、絵画、彫刻等と記入してください。
2 資料目録の詳細な内容は、別に添付してください。

(A.4)

日

第5号様式

第5号様式（第3条第4項第3号、第7条第3項）

職名	氏名	職員名	年数	経験年数	担当事務	参考
館長						

- (注意) 1 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。
2 備考の欄は、本務又は兼務の別を記入してください。

(A 4)

新

第4号様式

第4号様式（第3条第3項、第7条第1項）

職員簿

職名	氏名	職員名	年数	経験年数	担当事務	参考
館長						

- (注意) 1 雇名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。
2 備考の欄は、本務又は兼務の別を記入してください。

(A 4)

日

第6号様式

第6号様式(第5条)

博物館登録事項等変更届出書

年月日

横浜市教育委員会教育長

住所
名称

電話

次の博物館に係る登録事項等に変更があるので、博物館法第13条第1項の規定により届け出ます。

設置者 住所	設置者 住所
博物館 所在地	博物館 所在地
登録年月日	登録年月日
登録記号番号	登録記号番号
変更年月日	変更年月日
変更の理由	変更の理由
変更事項の種別	変更事項の種別
変更事項の内容 内 容	変更事項の内容 内 容

(注意) 設置者の住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財團法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

(A 4)

新

第6号様式

第6号様式(第5条)

博物館登録事項変更届出書

年月日

横浜市教育委員会教育長

住所
名称

電話

次の博物館に係る登録事項に変更があるので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

設置者 住所	設置者 住所
博物館 所在地	博物館 所在地
登録年月日	登録年月日
登録記号番号	登録記号番号
変更年月日	変更年月日
変更の理由	変更の理由
変更事項の種別	変更事項の種別
変更事項の内容 内 容	変更事項の内容 内 容

(A 4)

(A 4)

新	日	第7号様式																																										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">第7号様式(第6条)</td> <td>博物館廃止届出書</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> <td>住所 名称</td> </tr> <tr> <td>横浜市教育委員会教育長</td> <td>横浜市教育委員会教育長</td> <td>住所 名称</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>年月日</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td colspan="3">次の博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <tr> <td>設置者 住所</td> <td>名称</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>博物館 所在地</td> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>登録記号番号</td> <td></td> <td>登録記号番号</td> </tr> <tr> <td>廃止年月日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> <td>廃止の理由</td> </tr> <tr> <td>廃止後の処置</td> <td></td> <td>廃止後の処置</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">(注意) 設置者の住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財團法人へ若しくは宗教法人の場合はのみ記入してください。</td> </tr> </table>			第7号様式(第6条)		博物館廃止届出書	年月日	年月日	住所 名称	横浜市教育委員会教育長	横浜市教育委員会教育長	住所 名称	年月日	年月日	電話	次の博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。			<table border="1"> <tr> <td>設置者 住所</td> <td>名称</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>博物館 所在地</td> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>登録記号番号</td> <td></td> <td>登録記号番号</td> </tr> <tr> <td>廃止年月日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> <td>廃止の理由</td> </tr> <tr> <td>廃止後の処置</td> <td></td> <td>廃止後の処置</td> </tr> </table>			設置者 住所	名称	名称	博物館 所在地	名称	所在地	登録年月日	年月日	年月日	登録記号番号		登録記号番号	廃止年月日	年月日	年月日	廃止の理由		廃止の理由	廃止後の処置		廃止後の処置	(注意) 設置者の住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財團法人へ若しくは宗教法人の場合はのみ記入してください。		
第7号様式(第6条)		博物館廃止届出書																																										
年月日	年月日	住所 名称																																										
横浜市教育委員会教育長	横浜市教育委員会教育長	住所 名称																																										
年月日	年月日	電話																																										
次の博物館を廃止したので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。																																												
<table border="1"> <tr> <td>設置者 住所</td> <td>名称</td> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>博物館 所在地</td> <td>名称</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>登録記号番号</td> <td></td> <td>登録記号番号</td> </tr> <tr> <td>廃止年月日</td> <td>年月日</td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>廃止の理由</td> <td></td> <td>廃止の理由</td> </tr> <tr> <td>廃止後の処置</td> <td></td> <td>廃止後の処置</td> </tr> </table>			設置者 住所	名称	名称	博物館 所在地	名称	所在地	登録年月日	年月日	年月日	登録記号番号		登録記号番号	廃止年月日	年月日	年月日	廃止の理由		廃止の理由	廃止後の処置		廃止後の処置																					
設置者 住所	名称	名称																																										
博物館 所在地	名称	所在地																																										
登録年月日	年月日	年月日																																										
登録記号番号		登録記号番号																																										
廃止年月日	年月日	年月日																																										
廃止の理由		廃止の理由																																										
廃止後の処置		廃止後の処置																																										
(注意) 設置者の住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財團法人へ若しくは宗教法人の場合はのみ記入してください。																																												

(A 4)

第8号様式		新											
第8号様式 (第8条)		第8号様式 (第8条)											
博物館相当施設指定要件欠如報告書		博物館相当施設指定要件欠如報告書											
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日										
横浜市教育委員会教育長	横浜市教育委員会教育長	住 所	住 所										
氏名又は名称	氏名又は名称	電 話	電 話										
次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至ったので、博物館法施行規則第21条の規定により報告します。													
設置者の氏名又は名称													
<table border="1"> <tr> <th>博物館 相当施設 名称 所在地</th> <th>名 称</th> </tr> <tr> <td>指定 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>指定要件を欠く に至った年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">欠くに至った指定要件</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指定要件を欠く に至った理由</td> </tr> </table>				博物館 相当施設 名称 所在地	名 称	指定 年 月 日	年 月 日	指定要件を欠く に至った年月日	年 月 日	欠くに至った指定要件		指定要件を欠く に至った理由	
博物館 相当施設 名称 所在地	名 称												
指定 年 月 日	年 月 日												
指定要件を欠く に至った年月日	年 月 日												
欠くに至った指定要件													
指定要件を欠く に至った理由													
(A-4)													